

第5章 災害応急対策計画 (風水害等対策編)

第1節 災害応急活動体制

第1 活動体制

● 計画の方針

町及び防災関係機関は、町内に災害が発生した場合、応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、住民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努める。また、被害の発生を最小限度にとどめるため、災害規模に応じた防災体制をとり、防災業務の遂行にあたる。

1. 動員基準及び配備内容

■ 体制の種別及び配置内容

配備体制	配 備 基 準	配 備 内 容	配 備 職 員
第1 配備体制	次の注意報が1以上発令され、町長が必要と認めたとき ・大雨注意報 ・洪水注意報	災害の要因が発生した場合において、情報の収集及び警報の伝達等に備えて活動する体制	総務課総務班の主査補相当職以上、防災担当
第2 配備体制	次の警報が1以上発令され、町長が必要と認めたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	総務課職員 まちづくり課職員、産業振興課職員、福祉課並びに健康保険課の主査相当職以上、保健師及び各課長相当職
第3 配備体制 （災害対策本部）	・大雨特別警報（浸水害・土砂災害）が発表されたとき ・局部的又は大規模な災害が発生した場合もしくは発生する恐れがある場合、並びに県下全域に大規模災害が発生した場合もしくは発生する恐れがある場合等で町長が必要と認めたとき	相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように災害対策本部を設置して活動する体制	全職員が配備につく

■ 各配備体制の動員計画

課 名		動 員 数		
		第1配備体制	第2配備体制	第3配備体制
総務課	総務班	4名	8名	8名
	財政班	—	5名	5名
まちづくり課	政策班	—	4名	4名
	事業管理班	—	5名	5名
税務住民課	税務班	—	2名	8名
	住民班	—	1名	2名
福祉課	福祉介護班	—	3名	7名
	地域包括支援センター	—	2名	4名
健康保険課	健康保険班	—	6名	10名
産業振興課	産業振興班	—	2名	6名
	生活環境班	—	1名	2名
会計課		—	1名	2名
教育委員会 教育課	学校教育班	—	2名	5名
	生涯学習班	—	1名	8名
	睦沢こども園	—	1名	26名
議会事務局		—	1名	2名
社会福祉協議会事務局		—	1名	12名
消防第5支団		—	—	140名
合 計		4名	46名	256名

（1）第1配備体制

ア 第1配備体制の時期

（ア）町域で次の注意報が1以上発令され、町長が必要と認めたとき

- ・大雨注意報
- ・洪水注意報

イ 第1配備体制の内容

あらかじめ定められた職員は、庁内総務課に参集し次の措置を講ずる。

（ア）気象に関する情報の収集及び伝達

（イ）被害状況の把握及び報告

ウ 第1配備体制の指揮者

第1配備の指揮者は総務課長とし、総務課長が不在の場合は総務副課長または、総務班長とする。

エ 第1配備体制の解除

災害発生の恐れがなくなった場合、又は町長が必要ないと認めた場合は、第1配備体制を解除する。

（2）第2配備体制

ア 第2配備体制の時期

（ア）町域で次の警報が1以上発表され、町長が必要と認めたとき

- ・大雨警報
- ・暴風警報
- ・洪水警報

イ 第2配備体制の内容

あらかじめ定められた職員は、平常時の勤務場所に参集し次の措置を講ずる。

（ア）気象に関する情報の収集及び伝達

（イ）被害状況の把握及び報告

（ウ）応急対策

（エ）災害対策本部の設置準備

ウ 第2配備体制の指揮者

第2配備体制の指揮者は総務課長とし、総務課長が不在の場合は総務副課長または、総務班長とする。

エ 第2配備体制の解除

災害発生の恐れがなくなった場合、又は町長が活動の必要が無いと認めた場合は第2配備を解除する。

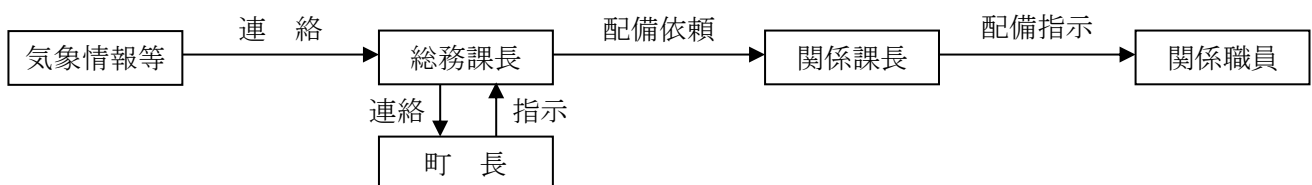
（3）第3配備体制

町長は、局地的又は大規模な災害が発生した場合もしくは発生する恐れがある場合、並びに県下全域に大規模災害が発生した場合等、又は災害が発生する恐れがある場合において、災害応急活動が必要と認められる時には、災害対策本部を設置する。また、全職員は速やかに所定の配置につき（勤務時間外は全職員登庁）、本節第2 4. に掲げる「災害対策本部の事務分掌」の任務を遂行する。

2. 職員の動員伝達の方法

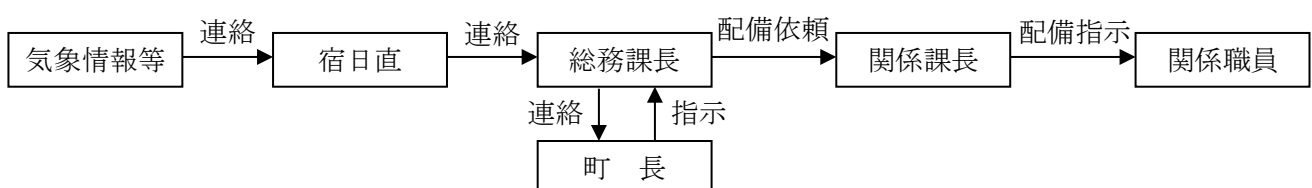
（1）勤務時間中

庁内放送、電話、携帯電話のメールなどにより行う。



（2）勤務時間外

電話、携帯電話のメールなどにより行う。



3. 勤務時間外の初動要領

（1）自動参集基準

ラジオ、テレビ等で町域に係る災害関連情報がながされたとき又は、自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるときは、連絡の有無にかかわらず職員は自動的に参集し、活動体制に定められた所定の体制をとるものとする。

（2）登庁時の注意

災害時の登庁について、災害応急活動に備えるよう次の事項に留意する。

- ① 登庁時の手段 …… 可能な限り、徒歩、自転車、バイク等による。
- ② 服 装 …… 応急活動に便利で安全な服装。
- ③ 持 参 物 …… 災害初動マニュアル、職員証、食料、飲料水、帽子又はヘルメット、懐中電灯、軍手、携帯ラジオ、筆記用具、応急医薬品等、その他必要と思われるもの。
- ④ 情報収集 …… 登庁経路での被害状況をメモし、その状況を総務課に報告する。

（3）参集途上の緊急処置

職員は、参集途上において事故等に遭遇した時は、人命の救助を第一として付近の住民に協力するとともに、消防署等へ通報するものとする。

（4）登庁が不可能な場合

交通等の断絶又は自分や家族の負傷等により登庁が不可能となった場合は、登庁が不可能な旨を所属長に連絡し、自宅待機とする。その後、災害状況の好転等に伴い、登庁可能となった職員は、所定の参集場所に登庁する。

4. 初動期災害情報の収集

警察署、消防署及びその他防災関係機関と密な連携を図りながら、風水害等による被害発生状況など初動対応に必要な情報収集を行う。

第2 災害対策本部

● 計画の方針

睦沢町域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害対策基本法第23条、睦沢町災害対策本部条例及び睦沢町地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1. 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部の設置基準及び廃止基準は、以下により町長の権限のもとに設置又は廃止をする。

（1）設置基準

ア 大雨特別警報（浸水害・土砂災害）が発表されたとき

イ 局地的又は大規模な災害が発生した場合もしくは発生する恐れがある場合、並びに県下全域に大規模災害が発生した場合もしくは発生する恐れがある場合等で町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害応急対策が概ね完了したとき。
- イ その他町長が必要ないと認めたとき。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止の手続き

- ア 町長は、災害対策本部を設置した場合、本部の名称、設置の場所を「睦沢町災害対策本部」の標識で公示するとともに町防災行政無線等によって住民への周知をはかる。
- イ 災害対策本部を設置した場合、町長は速やかに町防災会議を構成する各機関の長に電話又はその他の方法により通知する。また、県及び関係機関に通知する。
- ウ 本部を廃止した場合もア、イと同様の手続きを行う。

■ 災害対策本部設置・廃止の通知先

通知及び公表先	通知及び公表の方法
庁内各班 一般住民 知事（危機管理課） 長生地域振興事務所 長生郡市広域市町村圏組合消防本部 茂原警察署 近隣市町村 報道機関	庁内放送、携帯電話、メール 町防災行政無線、緊急速報メール、報道機関 有線電話、県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク） 有線電話、県防災行政無線 有線電話、県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク） 有線電話 有線電話、県防災行政無線 口頭又は文書

2. 災害対策本部の本部長及び副本部長

災害対策本部の本部長は町長とし、事務を総括する。副本部長は副町長とし、本部長を補佐する。また、本部長に事故がある場合は、次の順序でその職務を代理する。

第 1 順 位	第 2 順 位
副 町 長	総 務 課 長

3. 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合（たとえば町役場本庁被災時）を除き、町役場防災対策室に設置するものとし、設置予定場所には、平常時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

また、役場本庁が損壊した場合には代替場所に災害対策本部を設置するものとする。

■ 災害対策本部設置の場所

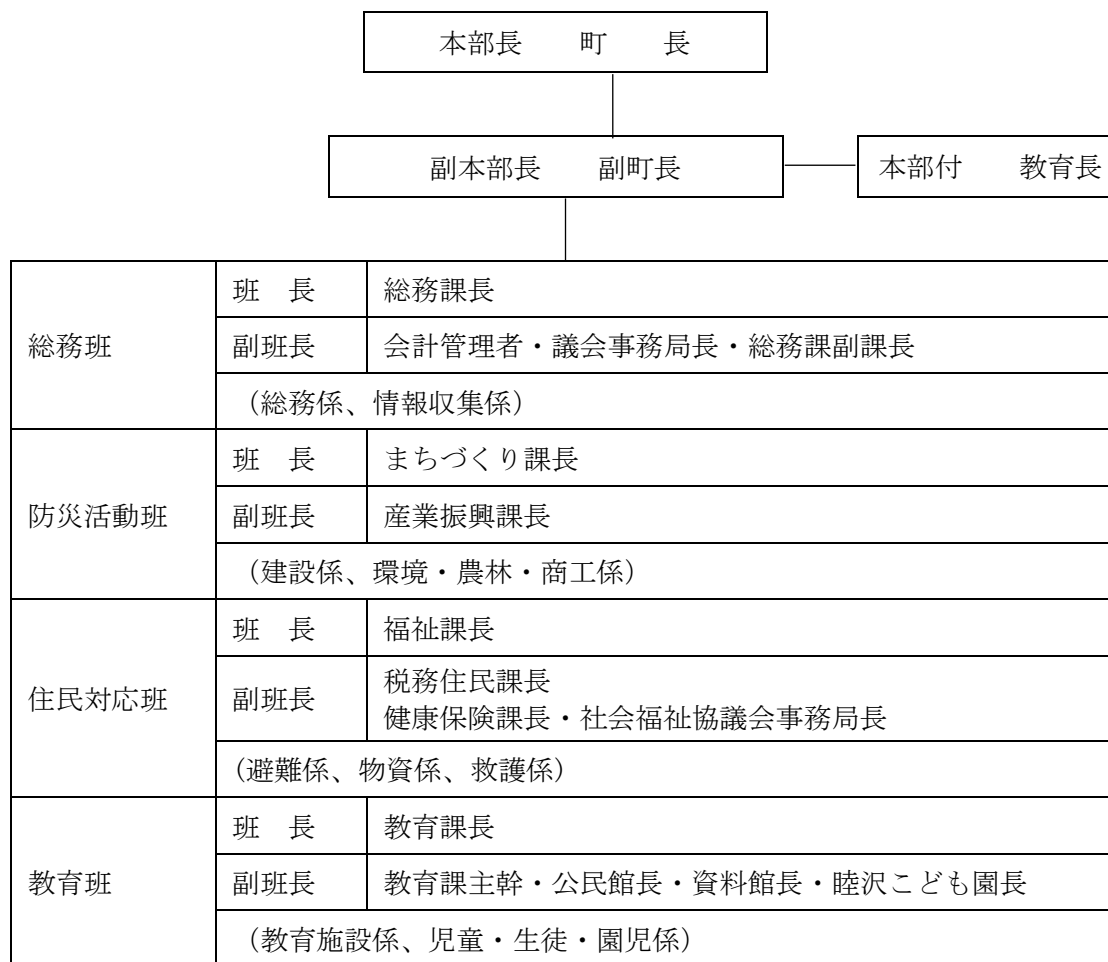
優先順位	指 定 場 所	直 通 電 話
第1順位	睦沢町役場防災対策室	4 4 - 2 5 0 0 （総務課）
第2順位	睦沢町農村環境改善センター	

4. 災害対策本部の組織体制

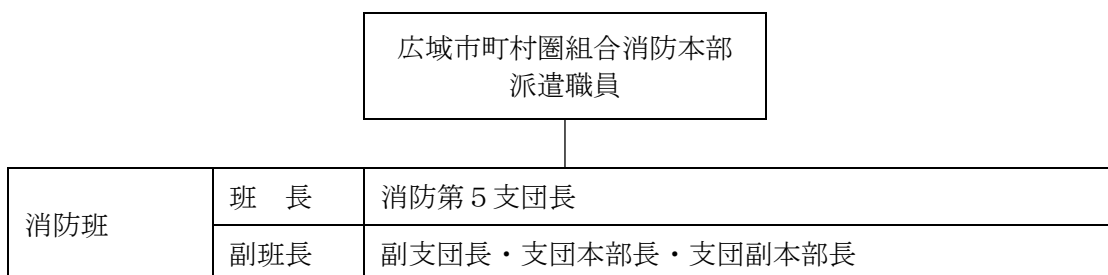
（1）災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は次のとおりである。

■ 災害対策本部の組織編成



※各班長が不在の場合は、副班長から責任者を選任し災害対策にあたる。



[資料7 関連条例②③]

（2）災害対策本部の機構及び事務分掌（風水害対応）

本部長 町長

副本部長 副町長

班 名	係 名	事務分掌内容	配置（班員）
総務班	総務係	① 災害対応に関する組織運営の決定と指示及び庶務に関すること ② 職員の動員・出勤表・動員集計等の作成に関すること ③ 被害のまとめ及び状況図の作成、気象情報（河川水位、雨量計）等の伝達に関すること ④ 防災会議委員その他関係防災機関との連絡調整及び避難の勧告、指示、各班との連絡調整、その他本部長命令の伝達に関すること ⑤ 住民等への周知、報道機関等への広報に関すること ⑥ 消防団、区長会等の動員及び県関係課、警察との連絡、自衛隊派遣要請に関すること ⑦ 電話等の対応及び庶務 ⑧ 車両の借り上げや手配に関すること ⑨ 町議会との連絡調整に関すること ⑩ り災証明書の発行に関すること ⑪ その他本部長の指示に関すること [対策本部の設置場所] ・町役場庁舎 ただし、本庁が損傷等の被害を被った場合は、農村環境改善センターに設置するものとする。 [現地災害対策本部] 必要に応じて現場近くに設置	総務課 総務班 会計課 議会事務局
	情報収集係	① 各班からの被害情報収集に関すること ② 住民からの被害情報収集に関すること ③ その他本部長の指示に関すること	総務課 財政班
防災活動班	建設係	① 河川の水位情報の収集等に関すること ② 内水氾らんの情報収集等に関すること ③ 道路、橋梁、河川の被害状況調査に関すること ④ 二次災害のおそれのある建築物・構造物への対応に関すること ⑤ 災害箇所の応急復旧工事に関すること ⑥ 応急仮設住宅の建設に関すること ⑦ その他本部長の指示に関すること	まちづくり課 政策班 事業管理班
	環境・農林・商工係	① 排水機場の運転管理に関すること（金久保第2排水機場、瑞沢川第1・第2排水機場） ② 集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントの運転管理に関すること ③ 農林商工業関係の被害調査 ④ ごみ処理及び災害廃棄物対策に関すること ⑤ 死亡獣畜の処理に関すること ⑥ その他本部長の指示に関すること	産業振興課 産業振興班 生活環境班

班 名	係 名	事務分掌内容	配置（班員）
住 民 対 応 班	物資係	① 飲料水・食料品調達に関すること ② 生活用品・夜具・医療・薬品等の調達と配布に関すること ③ 救援物資（義援金を含む）の受入と支給に関すること ④ ボランティア・他市町村応援等の受入業務に関すること ⑤ その他本部長の指示に関すること	税務住民課 税務班 住民班 社会福祉協議会 事務局
	避難係	① 災害時要援護者の避難援護、諸対応に関すること ② 避難所の開設・管理・運営に関すること ③ 避難指示（自主防災組織が先導）の実行に関すること ④ 避難者の把握（避難者名簿作成）に関すること ⑤ 避難者に対する炊出しに関すること ⑥ 福祉避難所に関すること ⑦ 被災者の行政相談に関すること ⑧ その他本部長の指示に関すること	福祉課 福祉介護班 地域包括支援センター 教育課 生涯学習班 睦沢こども園 ※睦沢小学校 ※睦沢中学校
	救護係	① 避難所等における救護所の設置に関すること（医療・助産・救護を含む） ② 医療関係者（医者・看護師）の確保に関すること ③ 医療機関への連絡調整に関すること ④ 重傷者の搬送に関すること ⑤ 仮設トイレの設置に関すること ⑥ 被災者の健康相談に関すること ⑦ 遺体の検死・保管等に関すること ⑧ 防疫・衛生に関すること ⑨ その他本部長の指示に関すること	福祉課 福祉介護班 地域包括支援センター 健康保険課 健康保険班
教育班	教育施設係	① 教育関係施設、教育財産の被害状況調査及び対策に関すること ② 社会教育施設、文化財の被害状況調査及び対策に関すること ③ 教育関係救援物資（義援金を含む）の受入と支給に関すること ④ 関係団体との連絡調整 ⑤ 児童・生徒・園児の遊具・教材等の確保及び支給に関すること ⑥ その他本部長の指示に関すること ※安全の確保が確認された場合又は事務が発生するまでは住民対応班、防災活動班に属する	教育課 学校教育班 生涯学習班
	児童・生徒・園児係	① 児童・生徒・園児の避難に関すること ② その他本部長の指示に関すること	教育課 睦沢こども園 ※睦沢小学校 ※睦沢中学校

班 名	事務分掌内容	配置（班員）
消防班	① 救急、救助業務に関すること ② 火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること ③ 被災者の救助、救出に関すること ④ 被災地の警備、警戒に関すること	消防第5支団

（注意１）災害の状況に応じ、各班は連絡を密にし、相互に応援協力して円滑な事務処理を図る。

（注意２）白抜き文字は災害対応初期より実施する事務内容を示す。

5. 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、本部長は、知事の委任を受けて、法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助するものとする。

6. 県・国の現地対策本部との連携

本部長は、県の現地災害対策本部又は国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

7. 現地災害対策本部

（１）現地災害対策本部の設置及び廃止

ア 設置基準と設置場所

本部長が必要と認めるとき、災害現場付近に設置する。

イ 廃止基準

（ア）当該災害の応急対策が完了したと認められるとき。

（イ）本部長が必要ないと認めたとき。

（２）現地災害対策本部の開設

ア 本部長は、職員のうちから職員等を指名し、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を開設する。

イ 現地本部を開設したときは、立看板等に表示するとともに、本部の設置に準じて、直ちにその旨を関係者に通知及び公表する。

ウ 現地本部には、町防災行政無線移動局、ＮＴＴ仮設電話等の通信設備を設置して、常に本部と密接な連絡を取る。

（３）現地本部の責務

ア 災害の状況、全出動部隊の活動状況の把握

イ 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の統括

ウ 本部へ逐次災害情報及び応急対策の実施状況の報告

エ その他現地本部の役割を果たすために必要な活動

■ 各班事務分掌対応表（風水害対応）

経過時間の目安		初動対応期 ～ 3 日～		担当課・班	
総務班	総務係	①災害対応に関する組織運営の決定と指示及び庶務に関すること			総務課 総務班会計課 議会事務局
		②職員の動員・出動表・動員集計等の作成に関すること			
		③被害のまとめ及び状況図の作成、気象情報（河川水位、雨量計）等の伝達に関すること			
		④防災会議委員その他関係防災機関との連絡調整及び避難の勧告、指示、各班との連絡調整、その他本部長命令の伝達に関すること			
		⑤住民等への周知、報道機関等への広報に関すること			
		⑥消防団、区長会等の動員及び県関係課、警察との連絡、自衛隊派遣要請に関すること			
		⑦電話等の対応及び庶務			
		⑧車両の借上げや手配に関すること			
		⑨町議会との連絡調整に関すること			
		⑩り災証明書の発行に関すること			
情報収集係	①各班からの被害情報収集に関すること			総務課 財政班	
	②住民からの被害情報収集に関すること				
防災活動班	建設係	①河川の水位情報の収集等に関すること			まちづくり課 政策班 事業管理班
		②内水氾らんの情報収集等に関すること			
		③道路、橋梁、河川の被害状況調査に関すること			
		④二次災害のおそれのある建築物・構造物への対応に関すること			
		⑤災害箇所の応急復旧工事に関すること			
		⑥応急仮設住宅の建設に関すること			
	環境・農林・商工係	①排水機場の運転管理に関すること（金久保第2排水機場、瑞沢川第1・第2排水機場）			産業振興課 産業振興班 生活環境班
		②集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントの運転管理に関すること			
		③農林商工業関係の被害調査			
		④ごみ処理及び災害廃棄物対策に関すること			
⑤死亡獣畜の処理に関すること					
住民対応班	避難係	①災害時要援護者の避難援護、諸対応に関すること			福祉課 福祉介護班 地域包括支援センター 教育課 生涯学習班 睦沢こども園、 ※睦沢小学校、 ※睦沢中学校
		②避難所の開設・管理・運営に関すること			
		③避難指示（自主防災組織が先導）の実行に関すること			
		④避難者の把握（避難者名簿作成）に関すること			
		⑤避難者に対する炊出しに関すること			
		⑥福祉避難所に関すること			
		⑦被災者の行政相談に関すること			

経過時間の目安		初動対応期		～ 3 日～			
住民対応班	物資係		①飲料水・食糧品調達に関すること			税務住民課 税務班 住民班 社会福祉協議会事務局	
			②生活用品・夜具・医療・薬品等の調達と配布に関すること				
				③救援物資(義援金を含む)の受入と支給に関すること			
				④ボランティア・他市町村応援等の受入業務に関する こと			
	救護係		①避難所等における救護所の設置に関すること（医療・助産・救護を含む）			福祉課 福祉介護班 地域包括支援センター 健康保険課 健康保険班	
			②医療関係者（医者・看護婦）の確保に関すること				
			③医療機関への連絡調整に関すること				
			④重傷者の搬送に関すること				
				⑤仮設トイレの設置に関すること			
					⑥被災者の健康相談に関すること		
					⑦遺体の検死・保管等に関すること		
					⑧防疫・衛生に関すること		
教育班	教育施設係		①教育関係施設、教育財産の被害状況調査及び対策に関すること			教育課 学校教育班 生涯学習班	
			②社会教育施設、文化財の被害状況調査及び対策に関すること				
			③教育関係救援物資（義援金を含む）の受入と支給に関すること				
			④関係団体との連絡調整				
				⑤児童・生徒・園児の遊具・教材等 の確保及び支給に関すること			
	児童・生徒・園 児係		①児童・生徒・園児の避難に関すること			教育課 睦沢こども園、※睦沢小学校、 ※睦沢中学校	

消防班		①救急、救助業務に関すること。			消防第5支団
		②火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること。			
			③被災者の救助、救出に関すること。		
			④被災地の警備、警戒に関すること。		

※災害の態様は様々であり、状況によっては各々の事務処理が前後することがあり得る。

※その他本部長の指示に関することは除いてある。

第3 災害救助法適用計画

● 計画の方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令等の定めるところによるが、必要と認めたときは、町長は県知事に対し速やかに所定の手続きを行うものとする。

なお、災害救助法による救助は国の責任において知事が実施機関となり、また知事の権限の一部を委任された町長が行う。

1. 被害の認定基準

(1) 住家の滅失等の認定

住家の滅失の認定基準は、次のとおりである。

ア 住家の滅失

住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

イ 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの。

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不可能な状態となったもので、ア、イに該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等によって一時的に居住することができない状態となったもの。

(2) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定は次のとおりであり、被害状況は世帯単位である。

1	住家が全壊、全焼、流出した世帯	1世帯
2	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯	2世帯で1世帯とみなす
3	住家が床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住する事ができない状態になった世帯	3世帯で1世帯とみなす

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

2. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号に定めるところによるが、本町における具体的適用基準は次のいずれか1つに該当する場合である。

(1) 睦沢町内の住家滅失世帯数が40世帯以上であること …… 第1項第1号

- （2）千葉県全区域内の住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上で、本町の住家滅失世帯数が 20 世帯以上であること …………… 第1項第2号
- （3）千葉県全区域内の住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失した場合 …………… 第1項第3号
- （4）多数の者が生命、又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合 …………… 第1項第4号

3. 適用手続き

- （1）災害救助法による救助は、市町村の区域単位ごとに実施されるものであるから、災害に際し、町内における被害が2. に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込のあるときは、町長は直ちに次の事項を明確にしたうえで知事（防災政策課経由）に報告し、災害救助法の適用を要請する。

- ① 災害発生の日時および場所
- ② 災害の原因および被害の状況
- ③ 法の適用を要請する理由
- ④ 法の適用を必要とする期間
- ⑤ 既に実施した救助措置および今後実施予定の救助措置

- （2）災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第 5 条の規定により、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

4. 知事からの委回事務

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、実施にあたっては、知事に全面的に委任される。

この法律による救助は、災害の発生と同時に迅速に行う必要があることから、県では救助に関する職権の一部を町長に委任している。

なお、町長は委任された救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

■ 町長が県から委任される内容】

- ① 避難所、応急仮設住宅の供与
- ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他の生活必需品の供与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 遺体の搜索
- ⑩ 遺体の取扱い
- ⑪ 障害物の除去

5. 災害救助法に基づく救助の種類及び期間

平成24年9月7日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当り 300円以内 （加算額） 冬季 （10月か3月） 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格 1戸当り平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2. 限度額1戸当り 2,401,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内 着工	1. 平均1戸当り 29.7㎡ 2,401,000円以内であればよい。 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間 最高 2年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1. 1人1日当り 1,010円以内	災害発7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費			災害発生の日から 7 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり		1. 輸送費、人件費は別途計上	
被服寝具その他生活必需品の給与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服又は貸与、寝具、その他日用品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内			災害発生の日から 10 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり		1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること	
区 分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算	
全壊全焼 流失		夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
		冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半壊半焼 床上浸水		夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
		冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300
医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3. 施術者…協定料金の額以内			災害発生の日から 14 日以内		患者等の移送費は、別途計上	
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 （出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は 慣 行 料 金 の 80/100 以内の額			分べんした日から 7 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり		妊婦等の移送費は、別途計上	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ、居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当り 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失、又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校生徒 4,800円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,300 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	
輸送費及び賃金職員等雇上賃	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、及び歯科衛生士 14,700円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,000円以内 救急救命士 16,200円以内 土木技術、建築技術者 16,100円以内 大工 18,600円以内 左官 17,200円以内 とび職 18,100円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

厚生労働省社会・援護局保護課

※上表は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って救助を行う。

第4 自衛隊災害派遣要請計画

● 計画の方針

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順及び必要事項を明らかにし、応急対策に万全を期するものとする。

1. 災害派遣要請依頼手続き

町長は、自衛隊の派遣が必要と判断した際に、次の要領で派遣の要請依頼を行う。ただし、自衛隊は、災害において特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

（1）災害派遣要請の手続き

ア 町長は、自衛隊の災害派遣を要請依頼する場合、知事に文書で依頼する。緊急を要する場合は電話等で依頼し、その後速やかに文書を提出する。（様式1）

イ 緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶などにより知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地指令等の職にある部隊の長に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。（様式1）

（2）災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

■ 災害派遣要請の範囲

	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難時の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等による避難の援助
3 遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車、その他の防火器具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県または市町村等が提供するものを使用する。
6 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
7 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
8 人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
10 物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
11 交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象に実施する。
12 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
13 予防措置	災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合に実施する。
14 その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所用の措置をとる。

（3）明らかにする事項

自衛隊派遣を要請依頼する際には次の事項を明らかにする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

（4）連絡先

- ア 県防災危機管理部危機管理課
（緊急の場合）
陸上自衛隊 高射学校（下志津駐屯地）
〒264-8501 千葉県若葉区若松町 902

■ 緊急の場合の連絡先一覧

区分	駐屯地 (基地) 等名	所在地	郵便番号	電話番号	内線 番号	当直 内線 番号	部隊名
陸上自衛隊	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-8577	047(466)2141	218, 236	302	第1空挺団本部
	下志津	千葉市若葉区若松町 902	264-8501	043(422)0221	313, 314	302	高射学校企画室
	木更津	木更津市吾妻地先	292-8510	0438(23)3411	215	301	第1ヘリコプター団本部
	松戸	松戸市五香六実 17	270-2288	047(387)2171	203	302	需品学校企画室
海上自衛隊	下総	柏市藤ヶ谷 1614-1	277-8686	04(7191)2321	2420	2424	教育航空集団司令部
	館山	館山市宮城無番地	294-8501	0470(22)3191	213	222	第21航空群司令部
	木更津	木更津市江川無番地	292-0063	0438(23)2361	3110	7000	航空補給処計画部企画課
航空自衛隊	木更津	木更津市岩根 1-4-1	292-0061	0438(41)1111	303	225	第4補給処木更津支処
	峯岡山	南房総市丸山町平塚乙 2-564	299-2508	0470(46)3001	202	410	第44警戒隊総括班
	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-8577	047(466)2141	405	417	第1高射群第1高射隊
	柏	柏市十余二 175-4	277-0872	0471(31)2896			システム管理群中央通信隊送信所小隊
	千葉	千葉市稲毛区轟町 1-1-17	263-0021	043(251)7151			千葉地方協力本部

2. 自衛隊受入体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

町長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担する。

(2) 作業計画の作成及び資材等の準備

町長は、次の事項を明らかにするとともに、活動の実施に必要なとする資材を準備し、かつ諸作業に関係する管理者の了解を得るものとする。

■ 明らかにする事項

- ① 活動箇所及び作業内容
- ② 活動箇所別必要人員及び必要機材
- ③ 活動箇所別優先順位
- ④ 活動に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

（3）派遣部隊の受け入れ

町長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- ア 本部事務所
- イ 宿营地
- ウ 材料置き場、炊事場（野外の適切な広さ）
- エ 駐車場（車1台の基準3m×8m）
- オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

■□ヘリポートの必要地積

機種 機数	着陸点		離着陸地帯		進入角
	X	Y	W	Z	
OH-6J	5 m	5 m	30m	30m	10°
UH-1H	6 m	6 m	36m	36m	8°
UH-60J			50m	50m	
CH-47	20m	20m	100m	100m	6°
<参考> ・OH-6J : 情報収集に使用する小型ヘリコプター ・UH-1H、UH-60J: 防災ヘリとほぼ同じ大きさの多用途ヘリコプター ・CH-47 : 一度に約 50 名を輸送可能な大型ヘリコプター					

■ 災害派遣部隊の受入場所

睦沢町総合運動公園多目的広場

■ ヘリコプター離着陸場予定地

施設名称	所在地		電話番号	備考
	地名・地番	座 標		
睦沢町総合運動公園野球場	上之郷 1565	N 35° 21' 28"	0475-44-1565	広域避難場所隣接
		E 140° 19' 00"		
むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷	森 2-1	N 35° 21' 11"	0475-36-7400	広域避難場所
		E 140° 18' 09"		

（4）派遣部隊到着後の措置

派遣部隊を活動場所へ誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援活動計画などについて協議調整のうえ、必要な措置を行う。

3. 派遣部隊の撤収要請

災害派遣部隊の撤収要請依頼は、町長が知事に対し文書をもって依頼する。（様式2）

4. 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。ただし、その活動内容が他市町村にまたがった場合は、当該市町村と協議の上、負担割合を定める。

■ 経費の内容

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ④ 天幕等の管理換に伴う修理費
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、町と自衛隊で協議する。

様式1

第

号

年

月

日

千葉県知事

様

睦沢町長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

（1）災害の状況

（2）派遣要請を依頼する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）活動希望区域

（2）活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式2

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

睦沢町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分

2 撤収要請を依頼する理由

3 その他必要事項

第5 相互応援協力計画及び広域避難者受入計画

● 計画方針

地震により災害が発生し被害が広範囲に及ぶなど、町の防災関係機関のみでは対応が困難な場合、町本部は県本部への応援要請等により、他市町村、民間等の協力を得て応急対策の実施を行うものとする。

1. 他市町村に対する応援要請

（1）応援要請の実施

町長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたときは、あらかじめ締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成8年2月23日）に基づき、他市町村長に対して応援を求め、応急措置の実施を要請する。また、他市町村長から応援を求められた場合は、特別の事情がないかぎり職員等を派遣する。

〔資料6 災害時における関係機関との覚書②〕

（2）連絡窓口

他市町村等関係機関との連絡を速やかに行うため、本部総務班が連絡窓口となり、連絡調整にあたる。

また本部総務班は、他市町村等関係機関からの応援を速やかに受け入れる。

（3）経費の負担

応援に要した費用は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき経費の負担を行うものとする。

2. 県に対する応援要請

（1）応援要請手続き

災害対策基本法第68条の規定により、知事に応援要請をする場合は、町長が文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（2）応援要請の事項

要請をする際には、次の事項を明らかにする。

■ 明らかにする事項

- ① 被害の状況
- ② 応援を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資機材、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他の必要な事項

（3）応援要請の連絡先

県へ応援要請をする際の連絡先は次のとおりとする。

県防災危機管理部危機管理課

（4）職員派遣・斡旋要請時に必要な事項

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対して、指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求める。

■ 明らかにする事項

- | |
|--------------------|
| ① 派遣の要請・あっせんを求める理由 |
| ② 職員の職種別人員数 |
| ③ 派遣を要する期間 |
| ④ その他必要な事項 |

3. 他消防機関に対する応援要請

（1）応援要請の実施

町長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたとき、あらかじめ締結した「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村の消防機関に対して応援を求め、応急措置の実施を要請する。

また、町長は、自らの消防力及び県内の消防力をもってしても、災害防御に対応できないと認める場合には、消防組織法第44条の規定による緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援を消防庁長官に要請するよう知事に要請する。

■ 応援要請文書の記載事項

- | |
|---------------------------|
| ① 災害の種類 |
| ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況 |
| ③ 要請する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員 |
| ④ 応援隊の到着希望日時及び集結場所 |
| ⑤ その他必要な事項 |

（2）連絡窓口

応援消防機関との連絡を速やかに行うため、長生郡市広域市町村圏組合消防本部警防課が連絡窓口となり連絡調整にあたる。また、応援消防機関からの応援を速やかに受け入れる。

（3）経費の負担

応援に要した費用は、「千葉県広域消防相互応援協定」に基づき経費の負担を行うものとする。

4. 国の機関に対する職員派遣等の要請

（1）応援要請の実施

町長は、町内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

〔資料6 災害時における関係機関との覚書⑫〕

（2）経費の負担

国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

5. 民間団体等に対する応援要請

町長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたときは、自主防災組織、各事業者等の民間団体及びボランティア等の民間の協力団体に応援要請を行う。

〔資料6 災害時における関係機関との覚書③④⑤⑧⑨〕

6. 広域避難者の受入れ

町は、県より都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る要請があった場合には、積極的に協力するものとする。

（1）広域避難の調整手続等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる災害が発生し、当該広域避難を要する被災者の受入れについて県より協議を受けた場合は、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

（2）広域避難者への支援

ア 全国避難者情報システム

県より「全国避難者情報システム」による避難者情報について提供を受け、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

町は、広域避難者に対し、公共施設等の受入体制を補完するため、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

〔資料7 関連条例⑩〕

第2節 情報の収集・伝達・報告

第1 通信手段の確保

● 計画の方針

災害発生後における迅速な応急対策を実施するためには、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

1. 確保すべき通信手段

（1）無線通信

- ア 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）
- イ 睦沢町防災行政無線

〔資料7 関連条例⑥⑦⑧〕

（2）有線通信

- ア 一般電話回線
- イ 災害時優先電話

（3）その他通信

- ア 防災関係機関の通信
- イ アマチュア無線・他
- ウ 千葉県防災情報システム

2. 災害時優先電話の利用

一般加入電話での通信が困難なときには、災害時優先電話、非常の緊急通話を使用し、通信手段を確保する。

（1）災害時優先電話・連絡責任者の指定

ア 災害時優先電話

町及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する電話を定め、窓口の一元化を図る。

また、災害時においては、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限し、迅速かつ円滑な通信連絡体制を確保する。

イ 連絡責任者

町及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

（2）非常・緊急通話の利用

災害時において、町が公共の利益のため緊急に通信を行う必要のある通話については、102番をダイヤルし、オペレーターへ非常又は緊急通話を申し込み、利用するものとする。

■ 睦沢町の災害時優先電話

設 置 場 所	電 話 番 号
睦沢町役場（総 務 班）	0 4 7 5－4 0－3 8 2 1
	4 0－3 8 2 2
睦沢小学校	4 4－0 0 0 9
旧瑞沢小学校	—
睦沢中学校	4 4－0 0 1 9
睦沢こども園	4 4－0 0 5 0
町営ガス睦沢供給所	4 4－1 6 1 1

3. 通信施設が使用不能となった場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。

（1）関東地方非常通信協議会の構成機関の無線局

- ア 警察通信施設
- イ 国土交通省関係通信施設
- ウ 日本赤十字社通信施設
- エ 海上保安部通信施設
- オ 東日本電信電話(株)千葉支店通信施設
- カ 東京電力(株)通信施設
- キ 日本放送協会千葉放送局通信施設
- ク 東京ガス(株)通信施設

（2）県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く。）

（3）上記以外の機関又は個人の無線局

（4）インターネット

インターネットのホームページや電子メール等により、住民等からの情報収集と情報の伝達を行う。

（5）アマチュア無線

現有无線施設を最大限に活用して、通信の確保を図るものとするが、災害の規模が大の場合には、情報の収集及び伝達等の目的でアマチュア無線クラブ等に協力を求めるものとする。

4. 通信における留意事項

（1）ファクシミリ等による文書連絡の優先利用

災害対策本部、町の出先機関、防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡は、原則としてファクシミリによる文書連絡による。

（2）使送による通信確保

有線及び無線通信の利用が不可能若しくは困難な際には、本部総務班長の責任のもとに使送により通信を確保する。

（3）マスコミの利用

知事を通じて災害に関する通知、要請、伝達等の放送要請を行うことができる。

第2 気象情報等の収集・伝達計画

● 計画の方針

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象情報、警報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生前の適切な行動が、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

1. 気象注意報・警報等の伝達

本部総務班は、法令及びこの防災計画の定めるところによって、災害に関する予警報等を関係機関、住民及び関係する公私の団体等に迅速かつ正確に伝達する。

（1）警報・注意報等発表基準

銚子地方気象台で発表する警報・注意報発表基準を以下のとおりである。

警報・注意報発表基準

平成25年1月1日現在 発表官署 銚子地方気象台

睦沢町	府県予報区	千葉県	
	一次細分区域	北東部	
	市町村等をまとめた地域	山武・長生	
警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	雨量基準	平坦地：1時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 70mm
		土壌雨量指数基準	144
	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 70mm
		流域雨量指数基準	一宮川流域＝24、埴生川流域＝15
		複合基準	－
	暴風	平均風速	20m/s ^{*1}
	暴風雪	平均風速	20m/s ^{*1} 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量 40mm
		土壌雨量指数基準	122
	洪水	雨量基準	1時間雨量 40mm
		流域雨量指数基準	一宮川流域＝19、埴生川流域＝12
		複合基準	－
	強風	平均風速	13m/s ^{*2}
	風雪	平均風速	13m/s ^{*2} 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	なだれ		
	低温	夏期(最低気温)：銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温)：銚子地方気象台で－3℃以下、千葉特別地域気象観測所で－5℃以下	
	霜	4月1日～5月31日 最低気温 4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

注) *1：銚子地方気象台の観測値は25m/sを目安とする。

*2：銚子地方気象台の観測値は13m/sを目安とする。

■ 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大前になると予想される場合
暴風	数十年一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

■ 雨を要因とする特別警報の指標

下記のいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。	
48 時間降雨量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 km 格子が、ともに府県程度の広がり の範囲内で 50 格子以上出現	3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 km 格子が、ともに府県程度の広がり の範囲内で 10 格子以上出現（ただし、3 時間降水量が 150 mm 以上となった格子のみをカウント対象とする）

- ※ 土壌雨量指数：降った雨が地価の土壌中にたまっている状態を指す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。
- ※ 3 時間雨量 150mm：1 時間 50mm の雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に強い雨）が 3 時間続くことに相当

■ 雨に関する 50 年に一度の値（睦沢町）

地 域				50 年に一度の値			警報基準
府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48 時間降水量 (mm)	3 時間降水量 (mm)	土壌雨量指数	土壌雨量指数
千葉県	北東部	山武・長生	睦沢町	416	131	249	144

■ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。	
台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風等の警報を特別警報として発表する。	温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として発表する。

■ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

■ 雪に関する 50 年に一度の値（勝浦）

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)
千葉県	勝浦	—	10

注）値がーの地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。

■ 風に関する気象情報

気象情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くとは予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

■ 気象警報等発表時における町や住民の対応例

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類				
		大雨		暴風	大雪	暴風雪
		（土砂災害）	（浸水害）			
- 担当職員の連絡態勢確立 - 気象情報や雨量の状況を収集 - 注意呼びかけ - 警戒すべき区域の巡回	- 気象情報に気をつける - テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 - 窓や雨戸など家の外の点検 - 避難所の確認 - 非常持出品の点検	大雨注意報		強風注意報	大雪注意報	風雪注意報
- 警報の住民への周知 - 避難所の準備、開設 - 必要地域に避難準備（要援護者避難）情報 - 応急対応態勢確立 - 必要地域に避難勧告・指示 - 避難の呼びかけ - 特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 - 直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	- 避難の準備をする - 危険な場所に近づかない - 日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 - 暴風警報については、安全な場所に退避	大雨警報（土砂災害）	大雨警報（浸水害）	暴風警報	大雪警報	暴風雪警報
		土砂災害警戒情報 大雨特別警報（土砂災害）	大雨特別警報（浸水害）	暴風特別警報	大雪特別警報	暴風雪特別警報

（2）気象情報

気象情報は、警報・注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報・注意報を補完したりするために発表する。気象情報の種類は以下のとおり。

ア 予告的な情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける。24 時間から数日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表する。

イ 警報や注意報を補完する気象情報

a 警報・注意報の発表後、気象経過や予想、防災上の注意点を解説する場合。

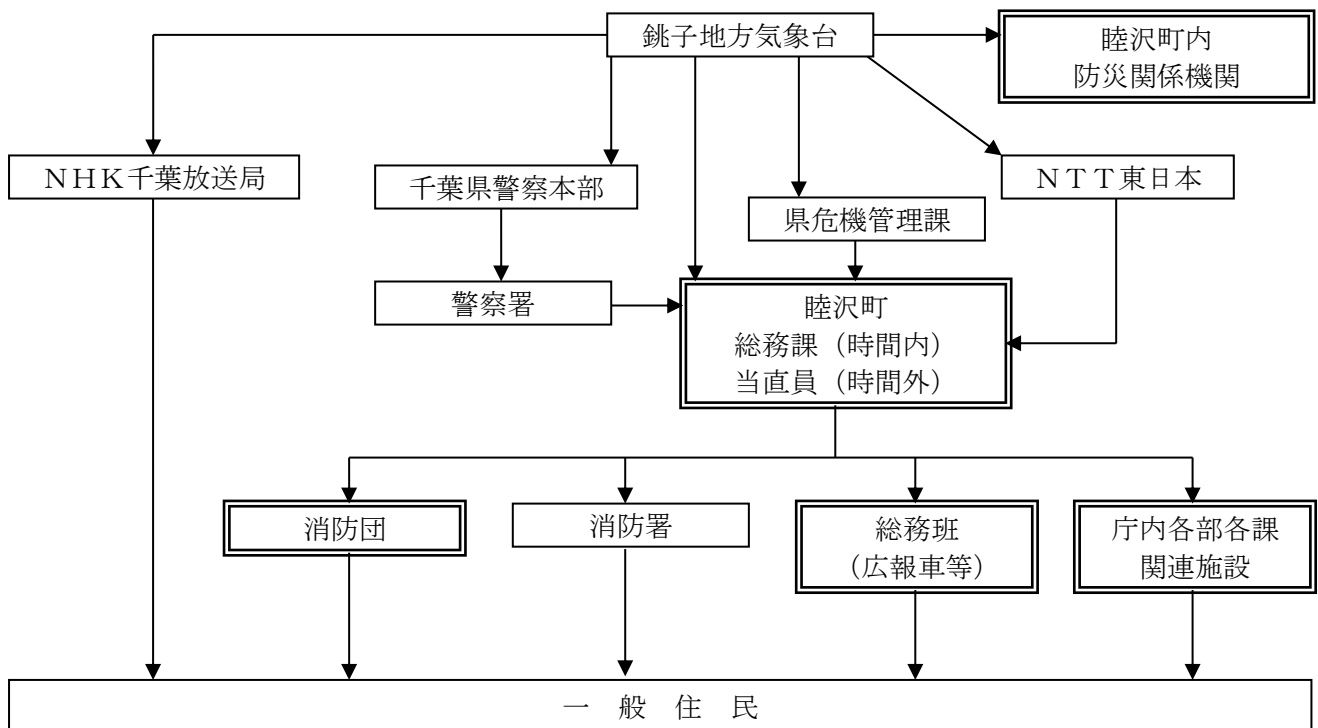
b 記録的短時間大雨情報

大雨警報の発表中に、数年に一度程度発生するような記録的な猛烈な雨を観測もしくは解析した場合、さらに強く警戒を呼びかけるために発表される。記録的短時間大雨情報の発表基準は、1 時間雨量が 100 ミリ以上を観測または解析雨量で解析した場合。

（3）注意報・警報等の伝達系統

気象情報の受領及び伝達は、本部総務班が担当する。本部総務班は、必要と認められる場合には、速やかに総務課長を通じて町長、副町長に報告するとともに、関係各課長に伝達する。銚子地方気象台から発せられる気象注意報・警報も同様に伝達する。

気象警報等の伝達系統は、次のとおりである。



（4）注意報・警報の取扱い

ア 注意報及び警報の切替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われたときに切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。

注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。

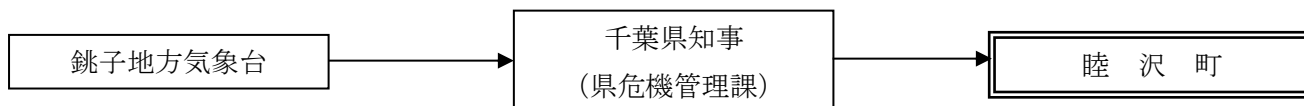
イ 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い

この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。

2. 火災予防上の気象通報

（1）気象の状況の通報

銚子地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、その状況を直ちに千葉県知事（危機管理課）に通報し、通報を受けた県は、直ちにこれを町に通報する。



（2）通報の基準

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

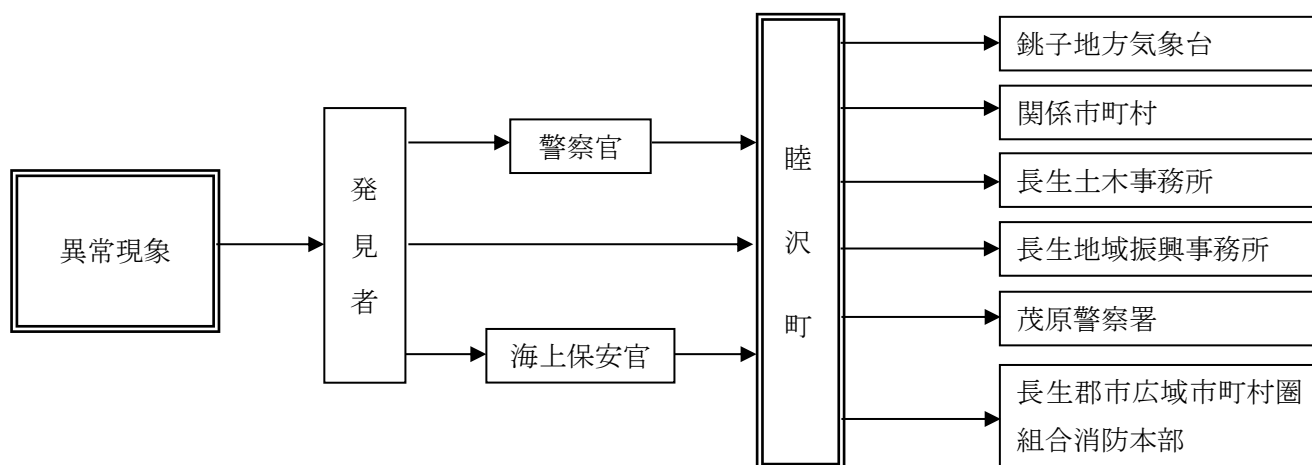
イ 平均風速13メートル以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

（注）基準値は気象官署の値（但し、銚子地方気象台は15メートル以上）

3. 異常現象発見者の通報

災害が発生する異常な現象を発見した者は、次により通報するものとする。



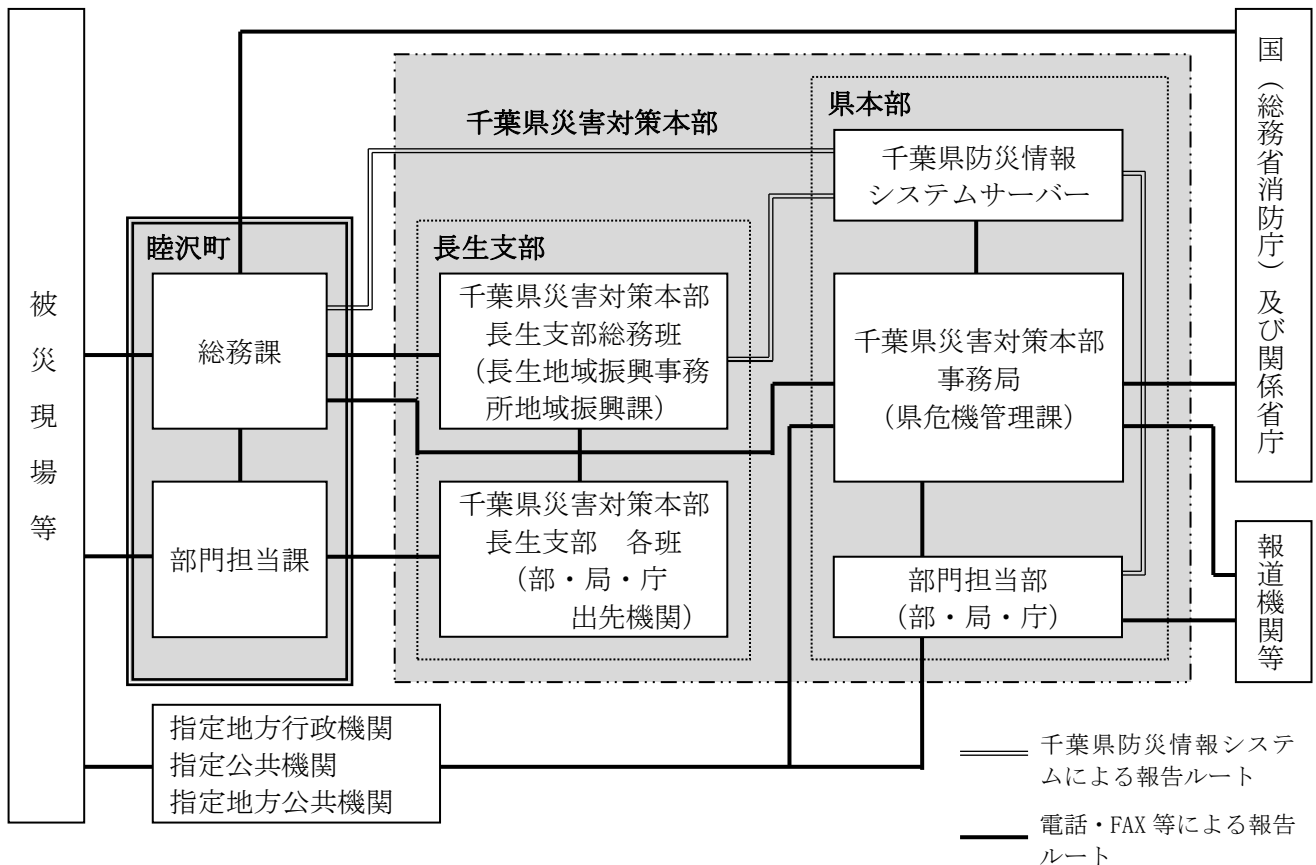
第3 被害情報等の収集・報告

● 計画の方針

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策の基本となるものである。このため、町は県及び防災関係機関と緊密に連携して、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

1. 被害情報通信連絡系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



2. 県への災害情報の報告

本部長は、被害の状況の調査結果をまとめた上、県へ報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

(1) 県へ報告すべき災害の状況

県本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、別表1「報告一覧」のとおりとする。

■ 別表1「報告一覧」

報告の種別		報告の内容	報告時期
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	1 覚知後直ちに 2 第1報の後、詳細が判明の都度直ちに 〈電話・FAX〉
災害 総括 報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 町内の人的被害、住家被害及びその他施設などの全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置職員配備、住民避難状況など	1 原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで 2 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで 〈電話、FAX 及び端末入力〉
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから正確を期すること。 1 被害情報 町内の全般的な被害状況 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害額情報 町内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 〈端末入力及び文書〉
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで 〈端末入力及び文書〉
災害詳細報告		（町） 災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告 （部門担当課） 農林、水産土木、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込み等について、定時に報告	1 原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで 2 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで 〈電話、FAX 及び端末入力〉

（2）報告すべき事項

県に報告すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害発生日時
- ウ 災害発生場所及び地域
- エ 被害状況（別表2「被害の認定基準」による）

オ 災害に対して、既にとった措置

（ア）災害対策本部の設置状況

（イ）職員の配備状況

（ウ）主な応急措置（実施、実施予定）

（エ）その他必要事項

カ 災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類

キ その他の必要事項

（3）被害状況報告・通報

睦沢町内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集して県に報告する。なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害即報要領（平成20年9月9日改正）」により、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

（4）報告の手段

県への報告は、規定の書式に沿った形で防災ファクシミリ又は電話で報告する。

（5）収集報告にあたって留意すべき事項

ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生、延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して報告する。

イ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう、十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

ウ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図る。

エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求める。

オ り災世帯、り災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

カ 同時多発火災により地域住民から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（総務省消防庁）へ通報するものとする。

（6）千葉県被害情報等報告要領

被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県被害情報等報告要領」による。

（7）勤務時間外における県への連絡方法

総務省消防庁（消防庁宿直室）、県（危機管理課）、長生地域振興事務所及び町へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行うものとする。

災害緊急報告にあたっては、迅速性を第一とし、覚知後ただちに、電話・FAXにより報告する。

また、「被害なし」及び「措置なし」であっても報告の送信は行うものとする。

各機関の連絡先は、以下のとおりである。

■ 総務省消防庁

勤務時間内 (応急対策室)	N T T 東日本電話 N T T 東日本 FAX 県防災行政無線 電話 " FAX	消防庁応急対策室 03(5253)7527 03(5253)7537 048-500-90-49013 (衛星系) 120-90-49013 (地上系) 048-500-90-49033 (衛星系) 120-90-49033 (地上系)
勤務時間外 (宿 直 室)	N T T 東日本電話 N T T 東日本 FAX 県防災行政無線 電話 " FAX	消防庁宿直室 03(5253)7777 03(5253)7553 048-500-90-49102 (衛星系) 120-90-49102 (地上系) 048-500-90-49036 (衛星系) 120-90-49036 (地上系)

■ 千葉県庁連絡先

区 分		報 告 先
県配備体制設置前	勤務時間内	危機管理課災害対策室 ・ 防災電話 500-7320 012-500-7320 (衛星系) ・ 防災 FAX 500-7298 012-500-7298 (衛星系) ・ N T T 電話 043-223-2175 ・ N T T FAX 043-222-1127
	勤務時間外	危機管理課情報通信管理室 ・ 防災電話 500-7225 012-500-7225 (衛星系) ・ 防災 FAX 500-7110 012-500-7110 (衛星系) ・ N T T 電話 043-223-2178 ・ N T T FAX 043-222-5219
県配備体制設置後	本部設置前	危機管理課災害対策室 ・ 防災電話 500-7308～7320 ・ 防災 FAX 500-7630、7631、7632 ・ N T T 電話 043-223-2175 ・ N T T FAX 043-222-1127
	本部設置後	県災害対策本部事務局 ・ 防災電話 500-7308～7315 ・ 防災 FAX 500-7630～7632、7240、7298 ・ N T T 電話 043-223-3329～3337 ・ N T T FAX 043-222-1127

■ 長生地域振興事務所連絡先

長生地域振興事務所	N T T 電話	県防災行政無線
	0475-22-1711	507-721, 723

■ 別表2 被害認定基準

区 分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊	住民がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、該当部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
非住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
り災者		り災世帯の構成員とする。

分類	用語	認定基準
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他のその河川の維持管理上必要な堤防、護岸、利水、河床その他の施設若しくは護岸を保全するために保護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石堀	倒壊したブロック堀又は石堀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の体積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。

用語		認 定 基 準
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設については査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他公共施設	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設の被害を受けた市町村数とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第4 災害時の広報

● 計画の方針

町は、流言、飛語等による社会混乱を防止し、住民の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動等を実施する。

1. 広報活動の実施機関とその内容

広報活動は、本部長の決定に基づき、本部総務班が行う。広報活動の内容は次のとおりとする。

（1）災害発生時の広報

- ア 二次災害防止に関すること
- イ 災害情報及び被災状況に関すること
- ウ 町の災害対策活動体制及び活動状況に関すること
- エ 避難に関すること
- オ その他必要な事項

（2）被災者に対する広報

- ア 救護所、避難所の開設状況
- イ 医療救護、衛生知識の周知
- ウ 給水、給食等の実施状況
- エ 道路、交通機関等の復旧、運行状況
- オ 被災地の状況
- カ その他

2. 広報方法

（1）一般広報活動

- ア 睦沢町防災行政無線、広報車等を活用した広報
- イ 広報むつざわ、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- ウ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- エ インターネットのホームページ、メール等を活用した広報

3. 報道機関への放送要請

町が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき県を通じて要請する。

（1）報道機関への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、町及び防災関係機関は可能な範囲で提供する。

（2）報道機関への対応

町長は、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関に対して正確な情報を迅速に発表する。また、報道への窓口は本部総務班が一括して行う。

■ 放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3111	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-5500-3268	03-5500-3915

4. 広聴活動

（1）相談窓口等の設置

住民等からの問い合わせに対応するため、必要に応じ専用電話・FAX、相談職員の配置など、実情に即した相談窓口等を設置するものとする。

（2）相談窓口の対応

被災者等の問い合わせには、災害対策本部職員及びボランティア等が対応にあたるものとし、臨時専用電話・FAXをひいて問い合わせに対応するものとする。

（3）被災者のニーズの把握

町は、応急対策や復旧対策に住民の意見を反映させるため、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数ヶ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

第3節 避難対策

第1 避難計画

● 計画の方針

住民の生命又は身体を災害から保護するとともに、その他災害の拡大を防止するため、町長は、住民の避難に関する勧告・指示を行い、また安全に誘導して被害を未然に防止する。

1. 避難の勧告又は指示

（1）実施体制

避難のための立退きの勧告及び指示について、実施責任者、措置及び実施基準は次のとおりである。実施にあたっては、災害応急対策の第一次的な実施責任者である町長を中心として、相互に密な連携をとるものとする。

（2）避難などの指示権者

避難の勧告・指示を発する権限のあるものは、次のとおりである。また、勧告・指示の最終的な判断は、町長が本部総務班長からの状況報告、各防災関係機関の要請等もふまえて決定する。

避難の勧告・指示を行う場合には、必要に応じて銚子地方気象台、関東地方整備局及び長生土木事務所等と連絡を取り、避難準備情報、勧告又は指示等の判断支援を受けるものとする。

■ 避難勧告又は指示等の実施責任者

発令 区分	実施責任者 (関係法令)	措置	勧告、指示等の内容
避難 勧告	町長 [又は県知事] (災害対策基本法 第60条)	立退きの 勧告及び 立退き先 の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 [県知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。]
避難 の指 示等	県知事及びその命 を受けた職員又は 水防管理者 (水防法第29条) (地すべり等防止 法第25条)	立退きの 指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長 [又は県知事] (災害対策基本法 第60条)	立退き及 び立退き 先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 [県知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。]
	警察官 (災害対策基本法 第61条) (警察官職務執行 法第4条)	立退き及 び立退き 先の指示、 警告避難 の指示	町長が避難のため、立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要請があったとき。 重大な被害が切迫していると認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94 条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

(3) 避難準備情報・避難勧告・指示等の基準、伝達内容及び伝達方法

町長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、関係法令の規定やガイドラインに基づき、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

ただし、知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき立ち退きの勧告また指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

ア 避難勧告等の種類

(ア) 避難準備情報

町長は、災害時要援護者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告及び避難指示について判断基準を整備するものとする。

(イ) 避難勧告

当該地域の住居者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して避難のための、立ち退きに努め、又は促すもの

(ウ) 避難指示

被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ、勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせるためのもの

イ 避難勧告又は指示等の実施基準

避難勧告又は指示等は、次のような状況が認められる場合に実施する。

■ 避難準備情報、避難勧告、避難指示

種 別	条 件	伝 達 内 容	伝 達 方 法
避難準備情報	状況により町長が必要と認めるとき	・ 勧告者 ・ 避難理由 ・ 避難対象地域 ・ 避難先 ・ その他必要事項	・ 広報車 ・ 職員等による口頭 ・ 報道機関 ・ 陸沢町防災行政無線（屋外子局及び戸別受信機） ・ 緊急速報メール
避難勧告	・ 河川の上流が災害により被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。 ・ 火災が拡大するおそれがあるとき。 ・ 爆発のおそれがあるとき。 ・ 有毒ガス等の危険物質の流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。 ・ 地すべり、がけ崩れ及び土石流等により、著しく危険が切迫しているとき。 ・ 大規模災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。 ・ その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。		
避難指示	避難勧告時より条件が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がある場合		

■ 避難準備情報、勧告又は指示等の判断基準（対象河川：一宮川・瑞沢川）

発令内容	判断基準
避難準備情報	・ 一宮川、瑞沢川において、水位がはん濫注意水位を越え、はん濫危険水位に達すると考えられるとき。
避難勧告	・ 一宮川、瑞沢川において、水位がはん濫危険水位に達したとき。 ・ 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。 ・ 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。
避難指示	・ 状況により町長が必要と認めるとき。

※金田、寺崎の水位により判断する。

■ 上記以外の河川及び用水路等の判断基準

実施内容	判断基準
避難準備情報	・ 本町及び河川上流域に大雨又は洪水警報が発表され、近隣での浸水などにより浸水の危険が高いと判断されたとき。
避難勧告	・ 避難準備情報実施基準を満たし、かつ、近隣での浸水が拡大しているとき。
避難指示	・ 避難勧告実施基準を満たし、かつ、近隣での浸水が床上に及んでいるとき。

■ 避難準備情報、勧告又は指示等の判断基準（土砂災害）

区分	判断基準
避難準備情報	・状況により町長が必要と認めるとき。
避難勧告	・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。 ・記録的短時間大雨情報が発表されたとき。
避難指示	・状況により町長が必要と認めるとき。

（4）避難準備情報、避難勧告又は指示の内容

町長が避難準備情報の発表や避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

- ア 避難対象地域（地区名、町丁名、施設名等）
- イ 避難先及び避難経路（安全な方向、経路、避難場所の名称）
- ウ 避難準備情報、避難勧告・指示及びその理由等（避難要因、避難に要する時間等）
- エ その他必要な事項（携行品、災害時要援護者優先避難等）

（5）避難準備情報、避難勧告又は指示の伝達方法

町長が避難準備情報の発表や避難の勧告又は指示を行う場合は、下記的手段等を活用して、確実に住民に伝達を行うものとする。

- ア 広報車
- イ 職員等による口頭
- ウ 報道機関
- エ 防災行政無線（屋外子局及び戸別受信機）
- オ 緊急速報メール

（6）住民への周知及び関係機関への連絡

避難勧告又は指示をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。

ア 住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を広報媒体を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、関係防災機関等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

県、県警察、町、自衛隊は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

ウ 避難場所への連絡

避難の勧告又は指示及び解除を行った者並びに自主避難を行った者は、その旨を避難場所の管理者に対して速やかに連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

2. 警戒区域の設定

（1）警戒区域の設定

町長は、町内に災害が発生し、又は災害の発生する恐れがあると認められ、住民の避難が必要な場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該地区への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。警戒区域を設定する権限のあるものは、次表のとおりである。

■ 警戒区域の設定・立入制限等の措置

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入制限 退去命令	町長	災害対策基本法 第63条 第1項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官	災害対策基本法 第63条 第2項	災害全般	上記の場合において ① 町長、又は委任を受けた職員が現場にいないとき ② 町長が要求したとき	同上 (町長に通知)
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第63条 第3項	災害全般	町長その他災害対策法第63条第1項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	同上 (町長に通知)
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法 第21条 第1項	洪水	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法 第21条 第2項	洪水	上記の場合において水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令	消防吏員 消防団員	消防法 第28条 第1項	火災	火災について、消防警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限、又は区域からの退去命令
	警察官	消防法 第28条 第2項	火災	上記の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令 火気使用禁止	消防長	消防法 第23条 の2 第1項	ガス、火薬危険物の漏えい、飛散流出について	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命又は財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法 第23条 の2 第2項	ガス、火薬危険物の漏えい、飛散流出について	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上

(2) 警戒区域の設定が必要とされる地域等

ア 土砂災害危険地域

- (ア) 崖崩れの危険のある斜面箇所
- (イ) 宅地造成地崩壊危険箇所のある箇所
- (ウ) その他本部長が必要と認めた箇所

イ 地震水害危険区域

ウ 倒壊危険のある大規模建築物周辺

エ 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域

オ 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域

カ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

(3) 警戒区域設定の周知

警戒区域設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に住民への周知及び関係機関へのその旨の連絡を行う。

3. 避難の誘導

(1) 避難の種類

避難は、災害の状況等により、次表のように区分する。

■ 避難準備情報、避難勧告及び避難指示における状況と住民に求める行動

種 別	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動に時間を要する人は、避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の方は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる人は、避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の人は、避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象者は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

(2) 避難の誘導者

ア 危険地域における避難誘導

本部長が避難勧告又は指示を行った場合、避難誘導は、住民対応班が警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て行う。

イ 学校・こども園等における避難誘導

学校・こども園、社会福祉施設については、その施設の管理者及び職員が、安全な場所へ避難誘導等の措置を行う。

（３）住民等の避難準備

避難する者は、次のことに留意する。

ア 避難に際しては、必ず電気のブレーカー、火気及び危険物等の始末を完全に行う。

イ 避難者は、安全に避難できる服装で、非常持ち出し袋を携行し、避難する。

（ア）携行品内容

- ・貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）
- ・手拭い、タオル、ちり紙、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品
（時間に余裕があるとき）
- ・３食程度の食料（パン、カップ麺、缶詰等）
- ・日用身の回り品（石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、下着、靴下等）
- ＊上記の品が入った非常持ち出し袋を常備し、避難の際携行する。

（４）避難誘導の方法

町長は、本部総務班に収集された被害状況の情報をもとに、町長が必要と思われる避難誘導の方法により、適切な避難誘導措置をとる。

ア 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ避難場所を選定した町長は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者等の災害時要援護者を優先する。

ウ 高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に関しては、事前に援助者を決めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

エ 避難の勧告又は指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

オ 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示に基づき当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ 避難誘導は、できるだけ自主防災組織又は自治会等の協力による集団誘導を行うものとする。

キ 屋外を移動して避難所等へ避難することが危険となり、屋内に留まることが安全と判断される場合には、自宅等の２階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）を行なう。

（５）再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

４．被災者の他地区への移送

（１）町の避難場所に被災者を収容できないとき、町長は、県に対し被災者の他市町村への移送について要請する。

（２）被災者の他市町村への移送を要請した町長は、職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

（３）移送された被災者の避難所の運営は移送元の町が行い、被災者を受入れた市町村は運営に協力す

る。

- (4) 大規模災害により広域一時滞在、県外広域一時滞在が必要とされる場合において、県が大きな被害を受け、調整できない場合は、内閣総理大臣に代行を要請する。

第2 避難生活

● 計画の方針

大規模災害が発生した場合には、町は、防災関係機関と連絡調整を密にし、避難者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じ、避難所を設置する。

また、救援物資の供給等被災者の生活支援に関わる対策を早急に推進していく。

1. 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。

居住場所を確保できなくなった被災者が発生した場合、次のとおり避難所を開設する。

ア 設置場所

睦沢町地域防災計画において避難所としてあらかじめ指定している次表の施設とする。なお、教育施設については、原則として体育館を使用する。

■ 広域避難場所

名 称	住 所	面積 (㎡)	収容可 能人員	備 考		防災倉庫 の設置
旧瑞沢小学校	大上 3220-1	429	171	体育館	指定避難所	有
		4,254	1,063	運動場	指定緊急避難場所	
中央公民館	上之郷 1654-1	1,158	463		指定避難所	有
睦沢ゆうあい館	上之郷 1654-1	705	282	ホール	指定避難所	—
睦沢こども園	上之郷 1736	906	362	園 舎	指定避難所	—
睦沢町農村環境改善センター	下之郷 1666-1	693	277		指定避難所	有
睦沢中学校	上市場 1500	716	286	体育館	指定避難所	有
睦沢小学校	小滝 450-1	588	235	体育館	指定避難所	有
		7,329	1,832	運動場	指定緊急避難場所	
睦沢町総合運動公園	上之郷 1565	768	307	体育館	指定避難所	—
		424	169	武道場	指定避難所	—
	下之郷 1656	17,000	4,250	運動場	指定緊急避難場所(予定)	—
むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷	森 2-1	730	292	道の駅	指定避難所	有

※収容可能人員：指定避難所は面積に余裕を見込んで0.8を掛け2㎡／人で算出

指定緊急避難場所は4㎡／人で算出

指定緊急避難場所 収容可能人員合計：7,145 人	指定避難所 収容可能人員合計：2,844 人
---------------------------	------------------------

■ 自主防災組織避難場所

名 称	住 所	面積（㎡）	収容可能人員	備考
大上構造改善センター	大上 1961-1	152	60	
妙楽寺区民センター	妙楽寺 1900-1	103	41	
佐貫区民センター	佐貫 1059-6	129	51	
長楽寺区民センター	長楽寺 381-1	120	48	
中央団地コミュニティセンター	長楽寺 622-64	120	48	
嶋谷集落センター	上之郷 1279-1	77	30	
上之郷区民センター	上之郷 2567-2	81	32	
下之郷区民センター	下之郷 1875-1	60	24	
大谷木区民センター	大谷木 478	58	23	
寺崎区コミュニティセンター	寺崎 2010	131	52	
川島農事集会所	川島 2157-3	139	55	
川島区民センター	川島 527-1	59	23	
双葉電子三春社有地	川島 1947-1	2,100	525	緑地
うぐいす里コミュニティセンター	川島 1994-72	80	32	
上市場区民センター	上市場 932-1	84	33	
河須ヶ谷区民センター	河須ヶ谷 247	51	20	
岩井区民センター	岩井 245-1	61	24	

※収容可能人員：建物は面積に余裕を見込んで0.8を掛け2㎡／人で算出

緑地は4㎡／人で算出

■ 協定一時避難場所

名 称	住 所	面積（㎡）	収容可能人員	備考
茨城グリーン開発（株） デイスターゴルフクラブ	佐貫 4900	800	320	クラブハウス
				駐車場約 250台分
（株）房総カントリークラブ 大上ゴルフ場	妙楽寺 1262	600	240	クラブハウス
				駐車場約 100台分
（株）房総カントリークラブ 房総ゴルフ場	妙楽寺 2300	800	320	クラブハウス
				駐車場約 300台分
（株）合同資源	長生村七井土 1365-1	9,785	1,467	資材置場
				駐車場
まきの木苑	長生村七井土 1789-1			

※収容可能人員：建物は面積に余裕を見込んで0.8を掛け2㎡／人で算出

資材置場は面積に余裕を見込んで0.6を掛け4㎡／人で算出

〔資料6 災害時における関係機関との覚書⑬⑭⑯⑰〕

イ 避難所が不足の場合

避難所が不足する場合は、屋外にテント又は応急仮設住宅を設置し開設する。また必要に応じて近隣市町村に対して避難所の開設又は野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

また、学校・こども園等の避難所については、学校・こども園施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校・こども園職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

ウ 実施権限者

避難所の開設は、原則的には本部長からの指示により住民対応班が施設管理者の協力を得て行う。

エ 県及び防災関係機関への報告

避難所を開設した際は、以下の内容を県に報告する。また、必要に応じて警察、消防等防災関係機関に通知する。

■ 報告事項

- | |
|----------------|
| ① 開設した場所 |
| ② 開設した日時 |
| ③ 入所した人員 |
| ④ その他必要と思われる事項 |

(2) 避難所の運営

避難所の開設に伴い、住民対応班及び施設管理者を中心とした職員を避難所に配置し、住民やボランティア等の協力を得ながら、避難所の運営を行う。又、職員配置が困難な場合には、必要により近隣市町村等に職員派遣の応援を要請する。

また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため、警察官の配置についても考慮する。

避難場所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

ア 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難場所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

イ 避難場所の衛生保全に努め、救護所の設置等必要な医療体制を確保する。

ウ 食料、飲料水、生活必需品及び仮設テント等を調達し、効率的に配給する。

エ 乳幼児、高齢者、障害者等の災害時要援護者には、避難場所での健康状態の把握に努め、食料の配布等にも特別の配慮を行う。

オ 町は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所運営マニュアルを策定する。また、その作成にあたっては、施設管理者と協

議するものとする。

カ 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であるため、職員や施設管理者、ボランティアは支援を行う。

キ 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れる。また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮を行う。なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

ク 町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。

ケ 町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどの備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

コ 町は、避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの安否情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応するための窓口を設置する。なお、避難所に名簿の掲示を行うなど、避難者情報の広報については、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応する。

■ 避難所運営の流れ

- | |
|----------------------|
| ① 避難者名簿・作成（様式3） |
| ↓ |
| ② 食料、生活必需品の請求、受け取り配布 |
| ↓ |
| ③ 避難所の運営状況の報告（様式4） |

様式3

避難所収容者名簿

避難所名

No.

災害年月日		年 月 日					
番号	住 所	氏 名	職業	性別	年齢	収容日	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

様式4

避難所運営日誌

避難所名_____

年 月 日（ 曜日）		天気		気象警報等	
記 事 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____					
収 容 人 員		人			
給食状況	朝 食	人		メニュー	
	昼 食	人		メニュー	
	夕 食	人		メニュー	
給貸与の状況					
従事職員・ボランティア等					
		責任者氏名		記載者氏名	

第4節 被害軽減対策

第1 交通対策（警察署・消防機関）

● 計画の方針

大災害が発生した場合、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに規制にかかる区域又は道路規制区間等の内容を交通情報提供装置の活用や道路情報センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

1. 公安委員会の交通規制

（1）交通の規制

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

（2）緊急交通路の確保

公安委員会は、県内又は隣接・近隣都県の地域にかかる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

2. 警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認められるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

3. 警察官の交通規制等

（1）警察官による交通規制

警察官は道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じる恐れがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

（2）通行禁止区域等における措置

警察官は、通行禁止区域等（前記1.（2）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。）において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。

この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損

することができる。

4. 自衛官及び消防吏員の措置命令及び措置等

自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記3.（2）の職務の執行について行うことができる。

自衛官等は、前項の命令、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

5. 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

第2 緊急輸送

● 計画の方針

災害応急対策は、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことが極めて重要である。このため、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。

また、輸送路の確保を行うとともに、輸送車両等の輸送手段の確保を迅速・的確に実施する。

1. 緊急輸送道路の確保

（1）緊急輸送道路

災害発生時には、災害予防計画で掲げた災害時道路ネットワークを形成する道路の確保を行う。

【災害時道路ネットワーク】

ア 県指定緊急輸送道路2次路線

主要地方道茂原夷隅線

イ 近隣都市間を結ぶ幹線道路

県道南総一宮線、県道大多喜一宮線、県道夷隅瑞沢線、南総広域農道

ウ 町内の災害時連絡道路

町道佐貫縦貫線、町道妙楽寺地引線、町道杉山木曾谷線、町道下之郷野中線、町道下之郷寺崎線

エ その他避難場所に通ずる道路

（2）被害状況の把握

まちづくり課は、町内の緊急輸送道路及び災害時連絡道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を把握する。緊急輸送道路については、災害対策本部を通じて、長生土木事務所に速やかに調査結果を報告する。

（3）緊急輸送道路の啓開実施

緊急輸送道路の啓開は、施設管理者が作業にあたるが、町の災害対策実施上必要な場合は、施設

管理者にその旨を通知した上で、土木建築事業協同組合等の協力を得て、まちづくり課が実施する。

また、啓開作業を行う時には、警察、消防機関及び占有工作物管理者等の協力を得て実施し、必要に応じて自衛隊の応援の要請を依頼する。

（4）主要道路の啓開

まちづくり課は、建設業協会等の協力を得て、災害時連絡道路の啓開作業を優先して行い、順次その他の道路の啓開も実施する。

2. 車両等の確保

（1）車両等の調達

ア 本部総務班は、災害対策にあたり町保有の全車両の運用状況を把握し、効率的な管理及び必要な車両の確保を行う。

イ 町保有車両に不足が生じる場合は、近隣市町村の運送業者等から車両を調達する。

また、必要に応じて、県に対し車両のあっせんや調達を要請する。

ウ 借り上げに要する費用は、町が当該運送業者等との団体若しくは当該業者等と協議して定める。

エ 本部総務班は、調達可能なガソリンスタンドの状況を把握し、町保有の全車両、借り上げ車両の全てに必要な燃料の調達を行う。

〔資料2 町有車両等の情報〕

（2）車両等の配車

災害時における各班の所掌事務が、効率的に行われるように本部総務班において、調達車両の配分、災害規模に応じた車両の運用に努める。

また、災害時における各班に配分する車両は、配車計画に基づいて行う。

（3）緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急交通車両（道路法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラスの上部の全面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携帯し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

3. 緊急輸送

（1）範囲

町が行う緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

ア 被災者に支給する生活必需品、救急、防疫資機材等

イ 医療又は助産のための救護員

ウ 食料、飲料水確保のため必要な要員、供給に必要な資機材等

エ 被災者の救出及び救護のため必要な要員

オ その他本部長が必要と認めたとき

（2）輸送

災害応急対策や救護活動に必要な物資の輸送は、各事務を掌握する班に配車された車両で行う。
また、車両による輸送が困難な場合には、ヘリポートを確保して空輸する方法等により、輸送を行う。

第3 消防・水防活動（消防機関・まちづくり課）

● 計画の方針

火災、浸水及びこれらによる被害等をできる限り軽減するため、消防機関は他防災関係機関と相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

1. 消防活動

災害発生時には、住民の生命、身体、安全確保を基本とし、出火防止と災害により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

（1）長生郡市広域市町村圏組合消防本部

ア 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

ウ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先した消火活動を行うものとする。

エ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

（2）長生郡市広域市町村圏組合消防団（第5支団）

ア 出火防止

災害の発生により、火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

イ 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

ウ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

エ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

(3) 住民等による初期消火

一般家庭等において出火した場合は、各家庭において常備してある消火器等により初期消火を行う。ただし、消火が困難な場合には、直ちに通報を行う。

(4) 応援派遣要請

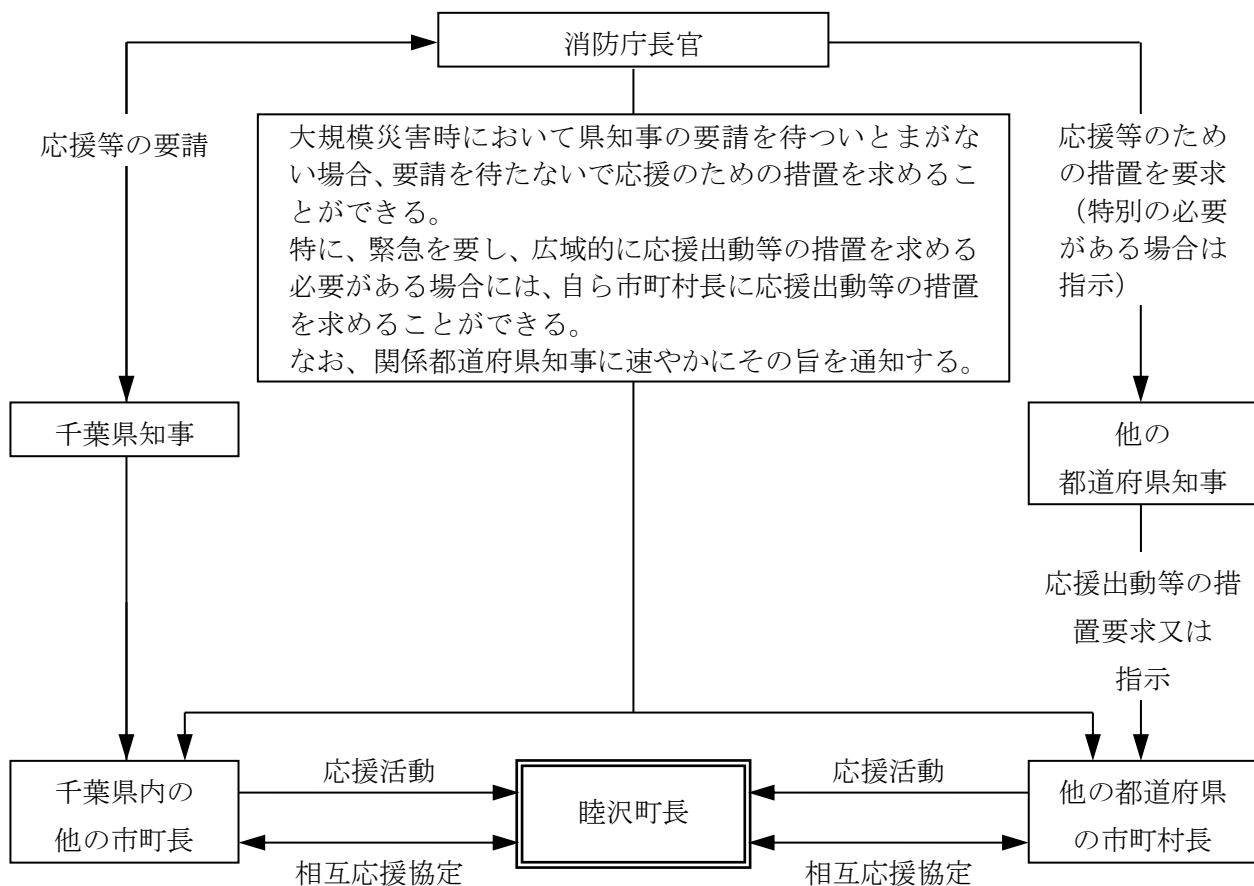
常備部隊の消防力では対応が困難な場合は、千葉県広域消防相互応援協定及び千葉県消防広域応援基本計画により消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。

また、千葉県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応が出来ない場合は、知事に対して他都道府県へ応援の要請を依頼する。

(5) 応援隊の派遣

他市町村及び他都道府県の被災地に消防隊を派遣するよう要請があった場合には、迅速に当該地域で相互応援を実施する。

■ 広域消防応援の要請フロー



2. 救助・救急活動

(1) 活動体制

健康福祉センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、日本赤十字社千葉県支部、災害派遣された自衛隊、警察関係機関等との協力連絡体制を確保し、消防団員による救助活動、救護所

の開設、医療機関への搬送等、迅速、的確な救助・救護活動を実施する。

なお、発災直後における自主防災組織、自衛消防組織及び近隣相互の救助・救急活動やその後の防災救援ボランティア活動とも連携を図る。

（2）長生郡市町村圏組合消防本部の活動

ア 被害状況の把握・報告

佐貫分署は、119番通報、かけ込み通報、動員職員からの情報、自主防災組織等からの情報を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

佐貫分署長は、災害の状況を町長に対して報告するとともに、応援要請手続きに遅れのないよう努める。

イ 救助・救急活動

（ア）救助・救急活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。

（イ）出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- a 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- b 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- c 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- d 傷病者に対する救急措置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

ウ 救急搬送

（ア）傷病者の救急搬送は、救命措置を要するものを優先とする。なお、搬送には医療関係車両の他、必要に応じてヘリコプターにより行う。

（イ）救護所等から後方医療施設への搬送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力のもとに行う。

エ 傷病者多数発生時の活動

（ア）災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、効果的な救護活動を行う。

（イ）救護能力が不足する場合は、自主防災組織会等に医療機関への輸送について協力を求めるなどにより、関係機関と協力し効率的な活動を行う。

（3）県警察の活動

ア 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校・こども園等多数の人数の集合する場所等を重点に行う。

イ 救出した負傷者は、応急措置を施したのち、日赤救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関へ収容する。

（4）救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有する

ものを活用する。

イ 装備資機材等に不足が生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借り入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3. 水防活動

（1）町及び水防管理団体の措置

災害発生時に、河川等の堤防の決壊又は放流による洪水の発生が予想されるため、水防管理者及び町長は、水防計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

また、水防活動にあたってまちづくり課及び消防機関は、堤防等の施設管理者、警察、消防の各機関及び自主防災組織等との連携を密にし、避難及び被災者の救出に重点をおく。

（2）施設管理者の措置

堤防、水門等の管理者は、災害発生後直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に周知する。

また、水門等の操作体制を整え状況により適切な開閉等の措置を講じる。

（3）水防警報の周知

県から水防警報が発せられたときは、「第2節 情報の収集・伝達・報告」に基づいて、速やかに地域住民及び関係機関に周知する。

第4 応急医療（消防機関・医療機関）

● 計画の方針

災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護活動を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携のもとに迅速な医療救護活動を行う。

1. 応急医療・助産の活動体制

（1）情報の収集・提供

町は、以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

- ア 医療施設の被害状況・診療機能の確保状況
- イ 避難所、救護所の設置状況
- ウ 医薬品等医療資機材の需給状況
- エ 医療施設、救護所等への交通状況
- オ その他参考となる事項

（2）医療救護活動の実施者

ア 医療救護は、町長が行うものとする。なお、災害救助法が適用された場合には知事が行う。ただし、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

イ 本町の体制では処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 知事が行う場合は、次により実施する。

（ア）県が組織する救護班

（イ）日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班

（ウ）社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班

（エ）社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班

（オ）社団法人千葉県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班

（カ）社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班

（キ）社団法人千葉県接骨師会（以下「県接骨師会」という。）の長と締結した協定に基づき県接骨師会が組織する救護班

（ク）国立病院機構で組織する救護班

（ケ）災害拠点で組織する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び県が組織する救護班

（3）医療救護班出動の要請

町長は、医療救護の必要に応じて長生郡市広域市町村圏組合長生病院の救護班に出動を命じ、茂原市長生郡医師会長、茂原市長生郡歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

〔資料6 災害時における関係機関との覚書①〕

（4）救護所の設置

町長は医療救護活動を行うにあたり必要と認めるときは、救護所を設置する。被害の状況から、被災者にとって最も安全で交通便利と思われる場所を町長が選定する。

2. 搬送及び後方支援体制

（1）搬送体制

傷病者等の搬送は、原則として担架及び救急車両とする。なお必要に応じてヘリコプターを利用する。

原則として、被災現場から救護所への搬送は町が、救護所から後方医療機関までの搬送は町及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

（2）後方支援活動

町内の医療施設や長生郡市広域市町村圏組合長生病院で対応できない場合は、後方医療施設に搬送し、入院・治療を行う。住民対応班は、病院が被災した場合は、入院患者や被災による重傷者を転院させる町内外の医療施設を、当該病院の要請に基づき確保する。

3. 医薬品・資機材の確保

（1）救護班の対応

医療救護及び助産救護に必要な医療資機材等の使用、調達確保については、原則として次のとおり行う。

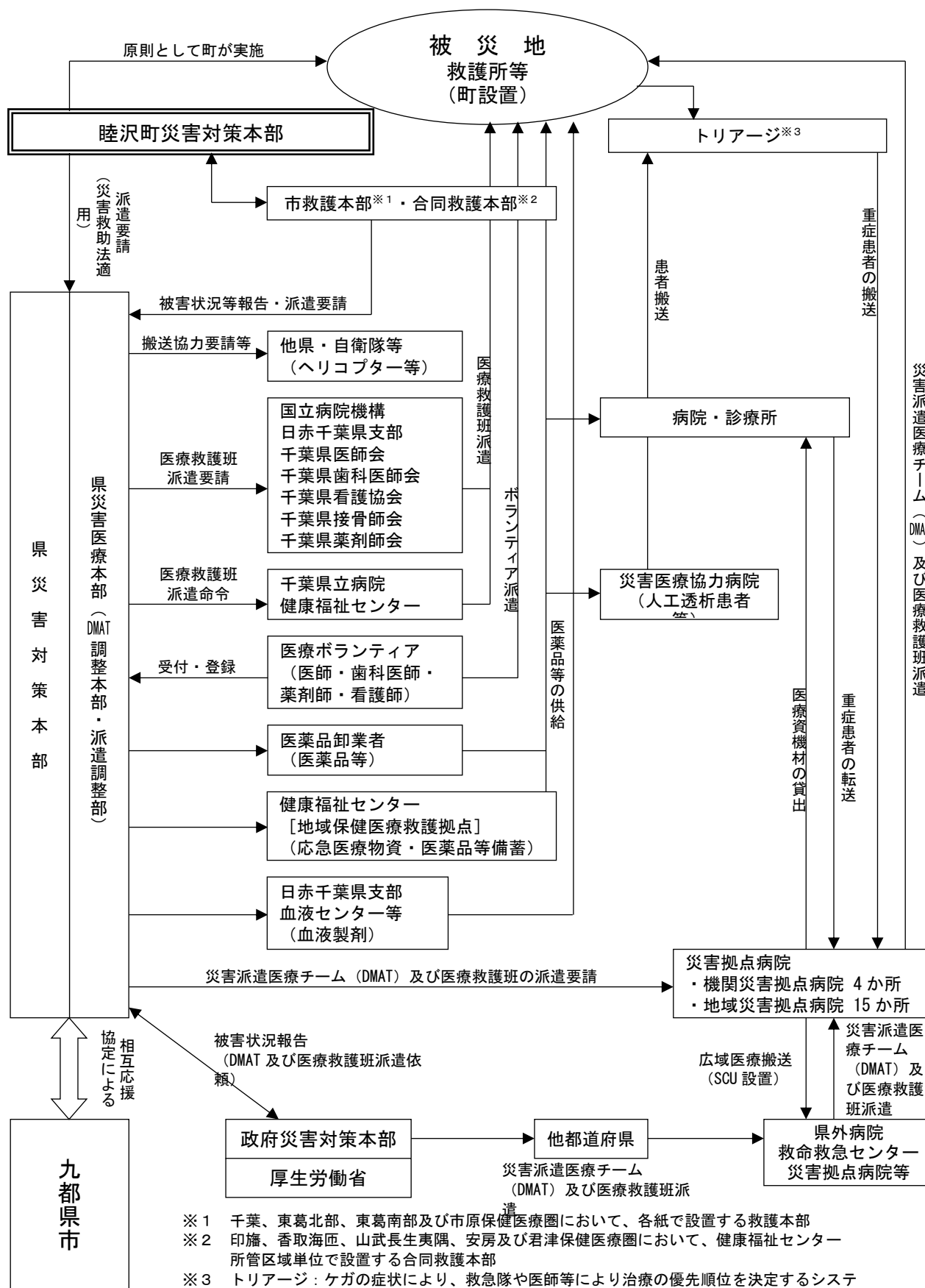
ア 救護班は、町が現在保有する医療資機材等及び医薬品を携行する。

イ 町長の要請により出動した医師会医療班が使用する医療資機材等及び医薬品については、携行する医薬品等をもって対応するが、不足する場合は、県等に供給を要請する。

（2）不足のときの調達方法

医療救護のために使用する医療器具及び医薬品等が不足しているときは、県に応援を要請する。

■ 医療救護活動の体系図



第5 災害警備（警察署）

● 計画の方針

災害発生時には、様々な社会的混乱が予想される。このため住民の救助、避難誘導、犯罪の予防及び交通規制等の応急対策を実施し、住民の生命、身体、財産の保護を図り、社会秩序の安定について万全を期する。

1. 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

2. 警備体制

警察本部及び警察署は、災害外発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

（1）総合対策本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

（2）対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

（3）連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風、高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

3. 災害警備活動要領

- （1）要員の招集及び参集
- （2）気象情報及び災害情報の収集及び伝達
- （3）装備資機材の運用
- （4）通信の確保
- （5）救出及び救護
- （6）避難誘導及び避難地区の警戒
- （7）警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置
- （8）災害の拡大防止と二次災害の防止
- （9）報道発表
- （10）行方不明者の搜索及び迷子等の保護
- （11）死傷者の身元確認、遺体の収容
- （12）交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- （13）協定に基づく関係機関への協力要請
- （14）その他必要な応急措置

第5節 被災者生活支援

第1 生活救援物資の供給

● 計画の方針

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。

このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について、適切なニーズの把握を行うとともに、迅速な供給活動を行う。

1. 食料の供給

災害により食料の配給販売機関等が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し応急的な炊出しを行い、又は住家に被害を受けたため一時縁故先等へ避難する者に対し、必要な食料を支給することにより、一時的に被災者の食生活を保護するための計画とする。

（1）実施体制

ア 実施体制

（ア）食料の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

（イ）町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

（ウ）知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

イ 町長は、町独自で処理不能な場合は、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

（2）災害救助法による炊出しその他による食品の給与

災害救助法を適用した場合の、炊出しその他による食品の給与は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 炊出しその他による食品の給与を受ける者

（ア）避難所に収容された者

（イ）住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事ができない者

（ウ）住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者

イ 炊出しその他による食品給与の方法

（ア）炊出しその他による食品の給与は、次項の調達計画による米穀又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与にあたっては、被災者が直ちに食することができる現物を給する。

（イ）米穀による炊出し給与は、災害地の町長が、赤十字奉仕団等の協力を得て、避難計画に基づき避難所に設置された炊出し設備等により炊飯して行う。

（ウ）炊出し給与のための調味料、副食品等は災害地の町における関係業者等から調達し、これに

充てるものとする。ただし、町において調達が不可能、若しくは必要数量に満たない等のため、その補給について県が要請を受けたときは、町長にかわって関係業者から調達し、補給するものとする。

ウ 炊出しその他による食品給与の経費内容及び限度額

（ア）経費内容

主食費、副食費、燃料費及び雑費とする。

（イ）限度額

（ア）の経費のうち雑費を除く合算額が1人1日あたり1,010円以内とする。

※金額は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って救助を行う。

エ 炊出しその他による食品給与の期間

炊出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故知等へ避難する場合においては、この期間内に3日以内を現物により支給する。

（3）千葉地域センター匝瑳支所からの調達計画

ア 米穀の調達は、町長が災害発生に伴い、給食を必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、災害応急用米穀数量等通知書により千葉地域センター匝瑳支所長（以下「所長」という。）に通知する。

所長は、米穀販売事業者に対して手持ち精米を知事又は知事の指定する者への売却を要請する。

ただし、災害が広範囲にわたり、調達量が多いときは、知事（農林水産部）が直接売却を受けて、政府寄託倉庫から調達する。

イ 災害救助法が適用された場合で政府米の調達を要するときは、次により処理する。

（ア）知事は、災害救助用米穀緊急引渡要望書により所長に要請するものとし、所長は、荷渡指図書を発行、交付する。

（イ）交通通信が途絶し、災害地が孤立化して前項の手続きがとれないときは、災害地の町長は千葉地域センター匝瑳支所地域課長（地域課長に連絡がとれない場合は、引渡しを希望する地域の食料対策班の班長及び班員である農政事務所職員（以下「地域課長等」という。））に災害救助用米穀緊急引渡要請書により、要請するものとし、地域課長等は、災害救助用米穀緊急引渡指示書を発行、交付する。

（ウ）書類

a 知事は、（ア）により荷渡指図書（概数荷渡指図書を含む）を受領する場合は、受領の証として、荷渡指図書の下部欄外に記名押印するものとする。

b 町長は、（イ）により災害救助用米穀緊急引渡指示書を受領する場合は、受領の証として、指示書の下部欄外に記名押印するものとする。

c 知事及び町長の代理人が、荷渡指図書並びに災害救助用米穀緊急引渡指示書を受領する場合は、委任状を提出するものとする。

（エ）町長は、（イ）に定める地域課長等に連絡がとれない場合に限り、政府寄託倉庫の責任者に災害救助用米穀緊急引渡要請書により直接要請を行うことができるものとする。

（オ）知事及び町長は、（ア）、（イ）及び（エ）により政府寄託倉庫から政府米の引渡しを受け

たときは実引取人をして災害救助用米穀受領書を倉庫の責任者に提出するものとする。

（カ）倉庫の責任者は、（エ）により災害救助用米穀の引渡しを行ったときは、地域課長等に連絡がつきしだい速やかに災害救助用米穀緊急引渡報告書により報告を行うものとする。

2. 生活必需品の供給・給（貸）与

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品をそう失し又はき損し日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与するための計画とする。

（1）衣料・生活必需品等の供給実施の決定

ア（ア）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

（イ）町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

（ウ）知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

イ 町長は、町独自で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

（2）災害救助法による救助

災害救助法を適用した場合の給与又は貸与基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 給与又は貸与品目

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料とする。

イ 給与又は貸与限度額

（ア）夏季（4月から9月まで）

世帯別被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全焼、全壊又は流失した世帯	17,200 円	22,200 円	32,700 円	39,200 円	49,700 円	7,300 円
半焼、半壊又は床上浸水した世帯	5,600 円	7,600 円	11,400 円	13,800 円	17,400 円	2,400 円

※上表は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って救助を行う。

（イ）冬季（10月から翌年3月まで）

世帯別被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全焼、全壊又は流失した世帯	28,500 円	36,900 円	51,400 円	60,200 円	75,700 円	10,400 円
半焼、半壊又は床上浸水した世帯	9,100 円	12,000 円	16,800 円	19,900 円	25,300 円	3,300 円

※上表は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って救助を行う。

ウ 給与又は貸与の期間

エ 給与又は貸与の方法

全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）床上浸水世帯について、それぞれの世帯の構成員に応じて配分する。

（3）小災害対策

災害救助法の適用に至らない災害（火災を含む）により住家が全壊（全焼、焼失）、半壊（半焼）、床上浸水の被害を受けた世帯に対し、被害区分に応じて毛布、敷布等の見舞い品を支給する。この業務は、日本赤十字社千葉県支部がおこなっている。

（4）物資調達計画

ア 救助物資は、町地域防災計画の調達計画により町長が調達するものとする。ただし、災害救助法が適用された町長から応援を求められた場合は、備蓄物資等を考慮のうえ、関係者から速やかに調達し、町長に交付するものとする。

イ 関東経済産業局の防災関係物資の供給の確保に関する措置

関東経済産業局長は、災害対策基本法第条及び関東経済産業局防災業務実施要領の規定により必要があると認めるときは、防災関係物資の適正な価格による供給の確保を図るため、当該物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、次の措置をとるものとする。

（ア）災害の発生等により当該物資の価格が騰貴し、又はそのおそれがあるときは、当該物資を適正な価格で被災地に供給出来るよう指導する。

（イ）関東経済産業局長は、特に必要があると認めるときは、当該物資を取扱う者に対し、保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資を収用することができる。

（5）県備蓄拠点の活用

必要に応じ県防災センター及び備蓄倉庫の活用を図る。

3. 応急給水の実施

災害により給水機能が麻ひし、飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水を供給するための計画とする。

（1）実施機関

ア 実施体制

（ア）飲料水の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

（イ）町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

（ウ）知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

イ 町長は、町独自で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施するものとする。

ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、町が行う応援給水に対し積極的に協力するものとする。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」によるものとする。

（2）災害救助法による飲料水の供給

災害救助法を適用した場合の飲料水の供給は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 飲料水供給の方法

応急給水は拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

ウ 広報

被災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について適切な広報活動を実施する。

エ 供給のために支出できる費用

飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費であり、当該地域における通常の実費とする。

（3）水道施設の応急復旧

災害時は各施設とも被害を受けることが予想されるので、速やかに応急復旧を行うものとする。なお、被災事業体のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき応援を得て、応急復旧を行うものとする。

ア 風水害

（ア）配電線等に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所等）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。

（イ）配水管の被害については、付近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲とし、応急復旧を行う。応急復旧に伴う資機材については、水道事業体の保有資機材及び製造会社、水道用資機材供給会社で対処する。

イ 火災

水道施設の大部分は地価に埋設されており、直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち上がり等であるので、指定給水装置工事事業者等関係会社の協力を求め、極力漏水を防止するとともに臨時給水栓を設置する。

ウ 落雷

落雷により浄水上等の配電線及び電気機器に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。

第2 災害時要援護者の安全確保

● 計画の方針

高齢化、国際化の進展に伴い町においても高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等災害時に情報を正確に受けることができなかつたり適切な避難行動をとることができない災害時要援護者が増加している。

このため、災害時要援護者の把握に努めるとともに、住民対応班、社会福祉協議会は、避難誘導、安否確認、救護活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で災害時要援護者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

1. 災害時要援護者の把握

町は、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者いわゆる「災害時要援護者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとする。

なお、町は、国が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、次の事項に留意し把握等を行うものとする。

（1）災害時要援護者の所在把握

ア 日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、個人情報保護制度の手続きを経て、要援護者をリストアップし、どのような要援護者がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする「避難行動要支援者名簿」を作成する。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて事前に要援護者本人又はその家族から同意を得る必要がある。

イ 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要援護者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

（2）所在情報の管理

ア 最新の情報を把握し、常に内容を更新しておくことが必要である。

イ 災害時における情報の開示時期、どのような期間に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく必要がある。

ウ 災害時要援護者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められていることから、コンピューターを利用して、データ流出の防止等、情報の適切な管理の基に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備することが必要である。

2. 地域における支援体制の整備

町は、自主防災組織等の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等地域社会全体で災害時要援護者を支援するための体制づくりを行う。

町における災害時要援護者への各種支援体制については、国の作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や県の作成した「災害時要援護者避難支援の手引き」を参考とし、支援計画の策定など体制整備に努める。

なお、体制づくりに当っては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

3. 防災設備等の整備

町は、ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備

及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置等の推進に努める。

4. 避難施設等の整備

町は、災害時要援護者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、災害時要援護者が避難生活を送るために必要な次の資機材等を、あらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。

町は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、災害時要援護者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

ア トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品

イ 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等乳幼児備品及び授乳に配慮するための設備等

5. 防災知識の普及、防災訓練の充実

町は、災害時要援護者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

6. 予警報・避難指示等の情報伝達

町は、高齢者や障害者等の災害時要援護者については、その状態に応じた情報伝達体制を確立するよう努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図ることとする。

7. 避難計画

町は、国の作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び県の作成した「災害時要援護者避難支援の手引き」を参考とし、災害時要援護者避難支援プラン（全体計画・個別計画）の策定に努めるものとする。

（1）避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期すること。

エ 状況により、老幼病者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又は舟艇による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

オ 誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。

カ 避難誘導は収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会又は自主防災組織等の単位で集団的に行うこと。

キ 高齢者、障害者等の災害時要援護者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員等による避難誘導を行うこと。

（2）避難順位

避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。

- ア 介護を要する高齢者及び障害者
- イ 傷病者
- ウ 乳幼児及びその母親・妊婦
- エ 高齢者・障害者
- オ 児童・生徒・園児

（3）避難後における災害時要援護者への対応

町は、高齢者や障害者等の災害時要援護者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、このため、緊急入所が可能な社会福祉施設等の整備を図るとともに、平素より入所可能状況等の把握に努める。

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の災害時要援護者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者等に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していく。

（4）被災した災害時要援護者等の生活の確保

町は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士・介護福祉士・児童相談員等の専門家による相談等に事業を行う。

- ア 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- イ 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

8. 社会福祉施設等における防災対策

（1）施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及びが最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。

〔資料3 社会福祉施設等の情報〕

〔資料4 災害時における協定を締結している災害時要援護者関連施設の情報〕

（2）組織体制の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

（3）防災学習・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者等が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災学習を実施する。

また、施設職員や入所者等が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

9. 外国人に対する防災訓練

（1）防災知識の普及・防災訓練の充実

町は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「災害時要援護者」

として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録時等多様な機会に防災対策の周知を図る。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

（2）避難所等における対応

町は、県の作成した「災害における避難所運営の手引き」を活用し、避難所等の整備に努める。

10. 福祉避難所の設置

災害時要援護者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

- （1）福祉避難所の設置は、町長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行う。

- （2）町のみでは対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

- （3）福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

■ 福祉避難所予定施設

施設名称	住所	電話番号	備考
特別養護老人ホーム 睦沢園	川島 1458 番地 1	44-2525	
介護老人保健施設 睦沢の里	大上 1150 番地	43-1222	
特別養護老人ホームせせらぎ	北山田 724 番地 1	40-3001	

〔資料6 災害時における関係機関との覚書⑰⑱⑲〕

11. 避難所から福祉避難所への移送

町は、避難所における災害時要援護者の健康状態や特性等を把握し、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

町は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要援護者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要援護者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要援護者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

12. 被災した災害時要援護者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の災害時要援護者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。

また、被災した災害時要援護者等の生活の確保として、県及び町は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の

専門家による相談等の事業を行う。

- （１）要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- （２）被災児童及びその保護者への相談事業の実施

13. 浸水想定区域および土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町は、浸水想定区域および土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第15条および土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条の規定に基づき、次に掲げる措置を実施する。

（１）洪水ハザードマップの整備

町は、浸水危険性の事前周知を図るとともに、住民の防災意識を向上させるために、洪水時に浸水が想定される区域や想定される浸水深、避難場所等を明示した洪水ハザードマップの整備を行う。

（２）土砂災害ハザードマップの整備

町は、土砂災害の危険性の事前周知を図るとともに、住民の防災意識を向上させるために、降雨時に土砂災害が想定される区域、避難場所等を明示した土砂災害ハザードマップの整備を行う。

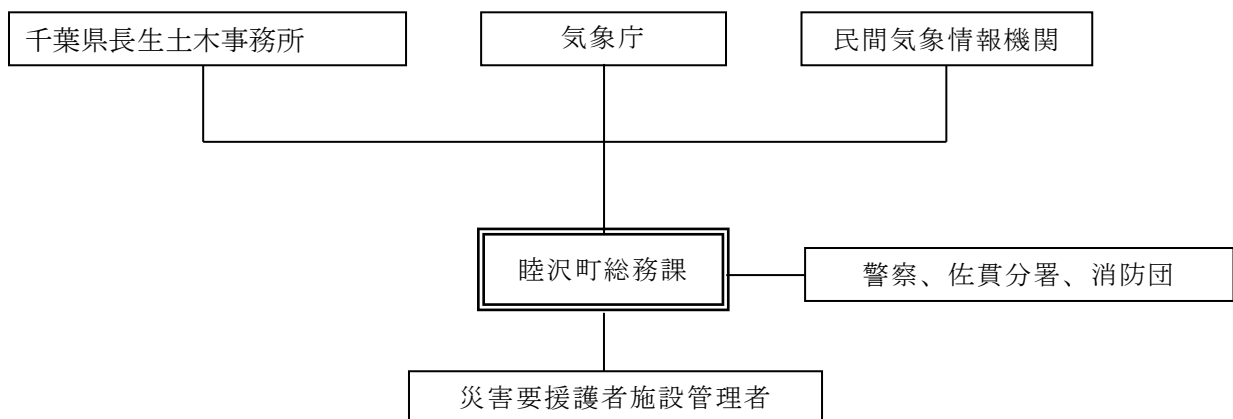
（３）高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を有するものが利用する施設への防災情報の伝達

町は、浸水想定区域内および土砂災害警戒区域等内の高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を有するもの（以下災害要援護者とする）が利用する施設の現況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

情報伝達系統図は以下のとおりとし、電話、FAX、防災行政無線等を用いて、河川水位情報、避難準備情報、避難勧告情報、土砂災害警戒情報などの防災情報を伝達する。

災害時要援護者施設への連絡は次のように行うものとする。

本町内における社会福祉施設は、資料編資料編資料3・4のとおりである。



〔資料3 社会福祉施設等の情報〕

〔資料4 災害時における協定を締結している災害時要援護者関連施設の情報〕

第3 応急教育

● 計画の方針

災害のため、平常の学校・こども園教育の実施が困難となった場合は、学校教育係は、関係機関の協力を得て児童・生徒・園児の安全及び教育を確保していく。

1. 児童・生徒・園児の安全確保

（1）情報等の伝達・報告

ア 災害情報の伝達

町長は、災害が発生した場合には、学校長・園長に対して災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。

学校長・園長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、速やかに職員に伝達するとともに、自らラジオ、テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。児童・生徒・園児への伝達にあたっては、不安及び混乱を防止するよう配慮する。

イ 災害情報の報告

学校長・園長は、児童・生徒・園児及び学校施設に被害を受け、又はその恐れがある場合は、直ちにその状況を町及びその他関係機関に報告する。

（2）児童・生徒・園児等の避難等

ア 避難の指示

学校長・園長は的確に災害の状況を把握し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

イ 避難誘導

学校長・園長及び教職員は、児童・生徒・園児の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

ウ 下校時の危険防止

学校長・園長は、下校時における危険を防止するため、児童・生徒・園児に必要な注意を与えるとともに、状況に応じて、通学区域ごとの集団下校、又は教員による引率等の措置を行う。

エ 校内保護

学校長・園長は、災害の状況により児童・生徒・園児を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。

オ 保健衛生

学校長・園長は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒・園児の保健衛生について必要な措置を行う。

（3）休校・休園措置

学校長・園長は、状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、必要に応じ臨時休校・休園等適切な措置をとる。

2. 応急教育の実施

（1）事前準備

ア 校長は、学校・こども園の立地条件などを考慮した上、学校・こども園安全計画及び危険等発生時対処要領を作成し、周知するとともに、必要に応じ見直しを行う。

イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

（ア）計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。

（イ）児童・生徒・園児等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者の連絡方法を検討する。

（ウ）町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を確立する。

（エ）勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

（2）災害時の体制

学校・こども園はそれぞれ作成した学校・こども園安全計画及び県の「学校における地震防災マニュアル」を活用し、児童・生徒・園児の安全確保を第一とした防災体制を確立する。

ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校長は、災害の規模並びに児童・生徒・園児、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 校長は、状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校・休園等適切な措置をとる。

エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校・こども園の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 校長は、準備した学校・こども園安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒・園児等に周知徹底を図る。

（3）災害復旧時の体制

ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒・園児等に対しては被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

イ 被災地区の町教育委員会は、被災学校・こども園ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。

ウ 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。

エ 応急教育に基づき学校・こども園へ収容可能の児童・生徒・園児等は、学校・こども園において指導する。

オ 疎開した児童・生徒・園児等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、上記 エ に準じた指導を行うよう努める。

カ 避難場所等に学校・こども園を提供したため長期間学校・こども園が使用不可能の場合には、町教育委員会に連絡し他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

キ 校長は、災害の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

3. 教科書・学用品等の給付

（1）実施体制

ア 教材・学用品の給与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町

長はこれを補助するものとする。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる

（2）災害救助法による学用品の給与

災害救助法を適用した場合の学用品の給与は、同法及びその運用方針によるがその概要は次のとおりである。

ア 学用品の給与を受ける者

（ア）災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童・生徒・園児等であること。

（イ）小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）

（ウ）学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

（ア）学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

（イ）被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を樹立して行う。

（ウ）実施に必要なものに限り支給する。

（エ）文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

（ア）教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

（イ）文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

（ウ）通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

エ 学用品給与の費用限度

（ア）教科書（教材を含む。）代
実費

（イ）房具及び通学用品

小学校児童 1人当たり 4,100円以内

中学校児童 1人当たり 4,400円以内

高等学校等生徒 1人当たり 4,800円以内

※金額は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）に準じたものであり、同計画が修正され

た場合には、修正内容に沿って救助を行う。

オ 学用品の給与期間

教科書（教材を含む。）については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

4. 授業料の減免・育英補助の措置

町は、被災した児童・生徒・園児等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

5. 学校給食の実施

町は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、必要に応じ県に指導、助言を要請する。

また、学校給食に関する物資が不足した場合は、物資等の調達について県に要請する。

第4 ボランティア活動支援

● 計画の方針

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。このため、町は積極的にボランティアの協力を得られるよう努める。

町災害ボランティアセンターは町社会福祉協議会が中心となって運営し、町はその運営を支援するものとする。

1. 実施体制

町社会福祉協議会が、町災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの募集及び受入れ等を行う。

町村社会福祉協議会と県社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」を整備しており、町及び県はその運営を支援する。

2. 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、町災害ボランティアセンターは、インターネットやSNS、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び近隣市町村に加え、ボランティア団体やNPO法人並びに日本赤十字社千葉県支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

3. 災害時におけるボランティアの登録

災害の状況に応じた、より実効的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、町災害ボランティアセンター、町、県災害ボランティアセンター及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

（1）町災害ボランティアセンターによる登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、町災害ボランティアセンターで窓口において受け付け、登録する。

また、周辺市町村が被災地となった場合には、県災害ボランティアセンターの指示をうけ、被災市町村と連絡調整の上、現地にボランティアを派遣する。

（２）町災害ボランティアセンターにおける受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び周辺市町村による登録を経ずに直接町災害ボランティアセンターへ来たボランティア希望者については、町災害ボランティアセンター窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

（３）ボランティアニーズの把握

町災害ボランティアセンターはボランティア体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努め、県災害ボランティアセンターとの連絡を密にする。

（４）各種ボランティア団体との連携

町災害ボランティアセンターは、町、県災害ボランティアセンター、日本赤十字社千葉県支部や県及び独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

４．ボランティアの受入れ体制

町災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンターと連絡、調整し、福祉ボランティアや一般ボランティアなどの受入や支援活動を行うものとする。

（１）食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。また、必要に応じて町が対応する。

（２）活動拠点及び資機材の提供

町は、むつざわ福祉交流センターを町災害ボランティアセンターの活動拠点として提供し、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

（３）活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて、ボランティアを受け入れる町が負担する。

（４）保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、町災害ボランティアセンターは町内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

第５ 義援金品の募集及び配分

● 計画の方針

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、県、町及び関係機関は、連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図るものとする。

1. 実施体制

住民対応班は、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずる。なお、災害対策本部が解散した後の措置は、総務課が引き継いで行うものとする。

2. 義援金品の募集及び受付

住民対応班は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、直ちに義援金品の受付窓口を税務住民課に設置し、義援金品の募集及び受付を実施するとともに、様々な受入ルートから入ってくる義援金品を統括的に管理する。

3. 義援金品の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、住民対応班が出納機関の協力や指定金融機関への一時的預託により保管する。

また、管理に関しては、受け払い帳簿を作成する。義援品については、一時保管場所を定め、保管する。

4. 義援金品の配分方法

義援金の配分は、被害の状況等が確定した後、配分計画を本部長が決定する。

なお、本部解散後は、町長が決定する。

第6節 生活関連施設等の応急対策計画

第1 通信・放送施設応急対策計画

● 計画の方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関において、必要な応急復旧対策を迅速に図るものとする。

1. 通信施設の応急復旧（東日本電信電話㈱千葉支店、㈱NTTドコモ千葉支店、KDDI㈱、ソフトバンクモバイル㈱）

（1）東日本電信電話㈱千葉支店

ア 災害時の活動体制

（ア）災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

（イ）情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発災時の応急措置

（ア）設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

（イ）応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置

- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 伝言・取次サービスの実施

〔資料6 災害時における関係機関との覚書⑮〕

（ウ）災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- （ア）電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- （イ）原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

（2）㈱NTTドコモ千葉支店

ア 災害時の活動体制

（ア）災害対策本部の設置

災害が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県等の防災機関と緊密な連絡を図る。

（イ）情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発災時の応急措置

（ア）設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

（イ）応急措置

災害により通信設備に被害が生じた場合、または異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最少限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

（ウ）災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- （ア）電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- （イ）現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

（3）KDD I ㈱、ソフトバンクモバイル㈱

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般住民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

第2 電気施設応急対策計画（東京電力㈱）

● 計画の方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、早期復旧による迅速な供給再開、感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点に応急対策を推進するものとする。

1. 災害時の活動体制

（1）活動体制

災害が発生したとき、東京電力は非常災害対策本部を千葉支店内に、また支部を各支社に設置する。

また、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方

法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行う。

なお、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動態勢を確立する。

（2）災害時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等において、調達を必要とする資機材は、次の方法により速やかに確保する。

（ア）第一線機関など相互の流用

（イ）現地調達

（ウ）支店対策本部に対する請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、支店対策本部にて必要数を想定し、緊急出荷して復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

災害時における動員体制を確立するとともに、連絡方法も明確にする。また、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 危険予防措置

災害発生時といえども、原則として送電を維持するが、浸水や建物倒壊等により送電することがかえって危険であり、事故を誘発する恐れがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

（3）応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

被害状況の把握の遅速は、復旧計画の樹立に大きく影響するため、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

（ア）送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 1回線送電不能の重要線路
- d 1回線送電不能のその他の線路

（イ）変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

（ウ）通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

（エ）配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

ウ 災害時の広報

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

（ア）切れた電線や、たれ下がった電線には絶対に触らないこと。

（イ）使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

（ウ）外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

（エ）電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。

（オ）建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器又は、浸水雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

エ 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行う。

オ 需要家からの再点検申込み等を迅速に処理するため、能率的な受付処理体制を確立する。

第3 ガス施設応急対策計画

● 計画の方針

災害による大規模なガス事故等によりガス施設に被害が生じた場合には、二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

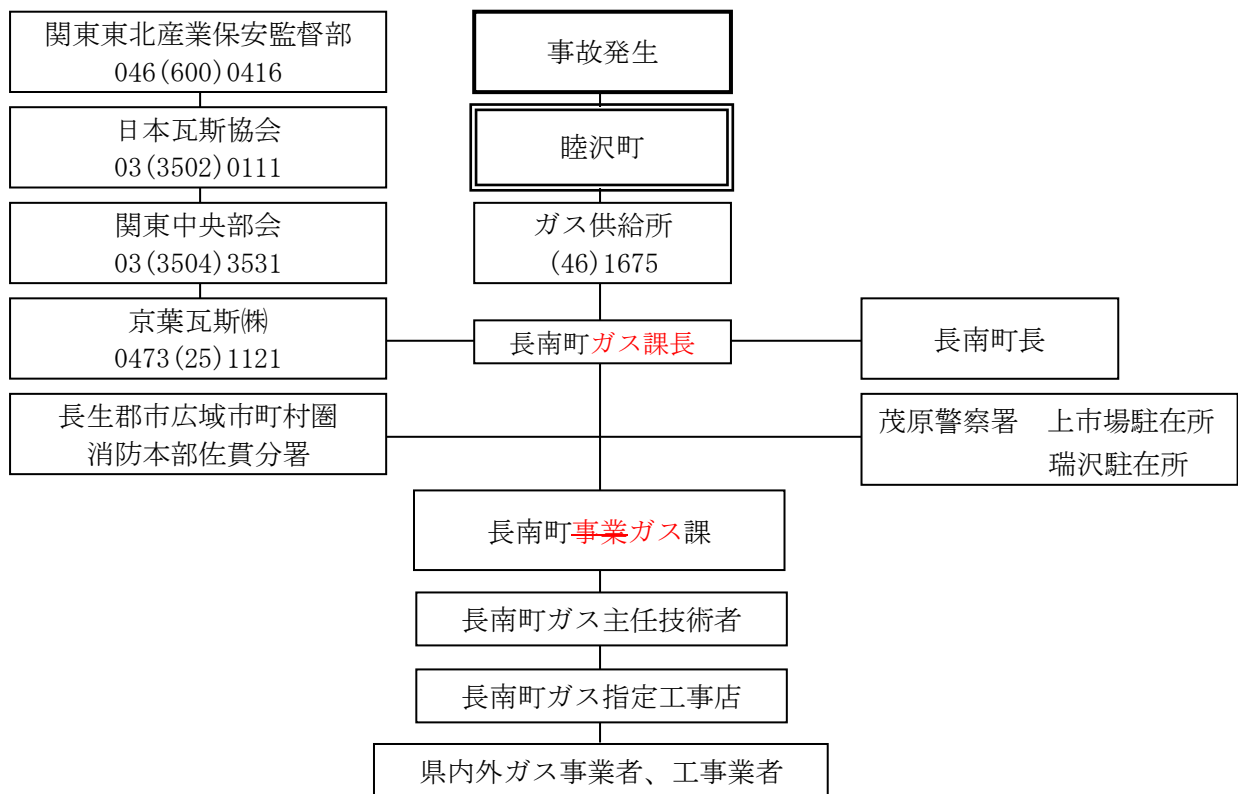
1. 実施体制

ガス施設の応急対策は、長南町ガス課が実施する。

2. 実施計画

出動体制は、別図事項連絡系統により報告を受けたガス課長がこれを行い（不在のときは副主幹）、機を失せず拡大の防止、安全の確保に努め、連絡、広報、その他必要と認める緊急措置の指示、連絡、報告を行い事後の処理の円滑な遂行に期するものとする。

■ 緊急連絡表（動員連絡系統）



第4 道路・橋梁等応急対策計画

● 計画の方針

災害等により、道路・橋梁等に被害を受けた場合は、当該施設の管理者は、住民の生命及び財産を保護するため救出・救護に努めるほか、関係機関との緊密な連携のもとに、緊急輸送用道路を最優先に被災施設の早期復旧及び交通機能の早期回復を図る。

1. 実施体制

道路・橋梁施設が被害を受けた場合、原則として、当該施設の管理者が応急復旧を実施する。町が管理する道路の応急対策は、防災活動班が行う。応急復旧にあたっては、道路管理者間及び関係機関との緊密な連携体制の確立に努める。

また、災害等による道路施設の被害を発見した者は、速やかに当該施設の管理者、町又は警察等に通報する。

2. 町の実施計画

（1）被害調査

防災活動班は、早急にパトロール等を実施し、町内の道路、橋梁の被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに総務班に報告する。

■ 報告事項

- | |
|-----------|
| ① 路線名 |
| ② 箇所 |
| ③ 拡大の有無 |
| ④ う回路線の有無 |

（2）道路の確保

ア 町の管理する道路の応急措置と迂回路の確保

町の所管する道路、橋梁等に被害が発生した時は、防災活動班は直ちに現場を確認し応急措置を講じ、交通の確保に万全を期すものとする。また、応急措置のため、一時的に交通を遮断する場合は、警察等と綿密な連絡調整を図り、迂回路を確保するとともに、案内標識等を設置し、万全を期すものとする。

イ 応急復旧

災害の状況により、通行確保の緊急性の高い道路から、優先的に道路障害物の除去、道路施設及び橋梁の応急復旧を実施するものとする。

ウ 応援要請

被害状況を的確に把握して、被害が広範囲に及ぶ場合は、関係機関、団体、地域住民の協力のもとに実施するための応援要請を行う。

第5 公共土木施設等応急対策計画

● 計画の方針

公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図るものとする。

1. 河川施設等応急対策

（1）実施体制

町の河川管理施設の応急対策は防災活動班を実施責任者とし、被害状況を速やかに調査し、住民や関係機関と協力して応急工事等を実施する。

（2）対象となる施設

災害により河川、砂防及び地すべり防止施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

（ア）堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。

（イ）堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。

（ウ）河川の堤防護岸等の脚部の深堀れで、根固めをする必要があるもの。

- （エ）河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- （オ）護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの。

イ 砂防施設

- （ア）砂防ダム、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの。
- （イ）砂防ダム、床固工、護岸工等の脚部の深堀れで、根固をする必要があるもの。
- （ウ）護岸の決壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置した場合には、著しい被害を生じるおそれがあるもの。
- （エ）天然河道の埋没で砂防ダム等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの。

ウ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置した場合には、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの。

（3）実施計画

ア 河川管理施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

水門及び排水機等の破壊については、二次災害の危険性を考慮して速やかに対処する。

イ 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

ウ 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

（4）住民への周知

危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、速やかに避難対策を実施するものとする。

（5）資機材の調達

重機による水防活動が必要な場合において、民間業者等の協力を得て応急対策業務を行う。

〔資料6 災害時における関係機関との覚書③④⑤⑧〕

2. 農業用施設の応急復旧

（1）実施体制

風水害等により農業用施設が被害を受けた場合は、防災活動班が被害状況を速やかに調査し、住民や関係機関と協力して応急復旧に努める。

（2）実施計画

ア 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については用水組合等受益者が点検を行う。農道については町において通行の危険等の確認、点検を行う。

イ 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐

れの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

ウ 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

エ 農道の交通確保

町は、崩落などした農道の被害復旧を行い交通の確保を図る。

第7節 被災地の応急対策計画

第1 清掃・障害物の除去計画

● 計画の方針

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の処理施設の被害、通信、交通の混乱等を十分考慮した上で、大量の廃棄物処理、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の環境の保全を積極的に図っていく。

1. 障害物の除去作業

（1）住宅関係障害物の除去

災害救助法を適用した場合の、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 実施体制

住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

（ア）実施体制

- a 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。
- b 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- c 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

（イ）町独自で処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 障害物の除去の対象となる者

- （ア）当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- （イ）住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- （ウ）自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

ウ 障害物除去の方法

- （ア）救助の実施機関が、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- （イ）日常生活に欠くことができない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること。）

エ 障害物除去の対象となる戸数及び経費の限度額

災害救助法に基づく救助の種類及び期間の範囲内とする。

（2）道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合

は除去を実施する。除去にあたっては、予め指定された緊急輸送道路、災害時連絡道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は密に行う。

2. 廃棄物・ごみ処理作業

災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみ・廃棄物の排出が予想される。こうしたごみ、廃棄物は、以下に定める方法により迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

町の被害が甚大であり町長限りで処理不可能の場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、応援を求めて実施する。また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

（1）廃棄物の収集運搬

廃棄物の収集運搬は清掃班を編成して実施するものとし、班の編成基準は概ね次による。

ア ごみ処理班編成基準

- （ア）運搬車（トラック2 t 車） 1 台
 - （イ）作業員（人夫または奉仕団員による） 10 人
 - （ウ）所要器具 スコップ、とびろ、ホーク、ホーキ、作業衣類付属一式…作業員分
- 上記1 班の一日処理能力 22 t

イ し尿処理班編成基準

- （ア）運搬車（1.8 t 車） 2 台 （運転手付）
 - （イ）作業員 8 人
- 上記1 班の一日処理能力 8 キロリットル

（2）廃棄物の処理方法

ごみ処理は、焼却場にて焼却するもののほか必要に応じて埋立て等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

（3）廃棄物処理等の算出基準

ア 廃棄物・ごみ排出量の推定

廃棄物処理量は、概ね次の算出基準によって算出し、収集、処理の対策を講じる。

（ア）ごみ処理算出基準

全壊（流出）	1 戸につき	1 t
半壊	〃	0.5 t
床上浸水	〃	0.2 t

$$(\text{全壊戸数} + \text{流出戸数}) \times 1 + (\text{半壊戸数}) \times 0.5 + (\text{床上浸水戸数}) \times 0.2$$

＝要総処理量

（イ）し尿処理算出基準

$$(\text{全壊戸数} + \text{流出戸数} + \text{床上浸水戸数} + \text{床下浸水戸数}) \times 75 \square = \text{要総処理量}$$

（4）作業体制

廃棄物・ごみ処理は、基本的に環境衛生センターにより作業体制を確保するが、必要に応じて他市町村に応援を要請する。

（5）被災地域状況の把握

町職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況を把握する。

（6）一時集積場所の確保

短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処理に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要となることから、あらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるようにしておく。また、住民へ速やかに、一時集積場所及び収集日時を広報する。

（7）環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

（8）健康被害の防止対策

建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者への指導に努める。

3. し尿処理作業

（1）処理体制の確保

ア 住民対応班は、被災地の公衆衛生・環境保全の確保のため、緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保する。

イ 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

ウ し尿処理施設が被害を受けた場合には、損傷箇所の修理や希釈水の確保を図り、正常な運転を確保する。

（2）処理対策

ア し尿収集

し尿の収集について、管内の清掃業者等に協力を要請し、処理するものとする。

また、し尿の収集は、避難所等を優先的に行うものとする。

イ 仮設トイレの設置等

住民対応班は、断水等により、トイレの使用ができなくなった場合には仮設トイレを設置する。

また、必要に応じ、県及び相互援助協定の締結市町村に対し、仮設トイレ等の応援を要請する。

（ア）避難場所、避難所

a 町は、避難者の人数等の状況に応じて、仮設トイレを設置する。

b 避難住民は、互いに協力して仮設トイレの清掃等の管理を行い、環境衛生の維持に努めるものとする。

（イ）地域、家庭

自宅で生活する被災者の生活と地域の衛生環境を確保するため、町は、地域の状況により、公園等に仮設トイレを設置する。

第2 防疫・保健計画

● 計画の方針

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、町は県と協力し、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスケアを実施するものとする。

1. 防疫活動

（1）実施体制

災害の際の防疫活動は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、町及び県が実施する。

（2）実施計画

ア 実施方法

県の指導を受け、次の事項を実施する。

（ア）消毒

法第27条の規定により県の指示を受けて実施する。

（イ）ねずみ、害虫等の駆除

法第28条の規定により、県の指示を受けて実施する。

（ウ）患者等に対する措置

検病調査及び健康診断は、長生健康福祉センターが行うが、実施にあたってはこれに協力する。

検病検査の結果、必要により法第17条の規定を適用し健康診断を行う。

感染症患者等に対する措置については、町は、感染症患者を発見した場合には、速やかに県に連絡する。

長生健康福祉センターは、連絡を受けたときは、法第19条の規定により、必要に応じ当該患者及び保護者に対して入院させるよう勧告する。

（エ）避難所の防疫指導等

避難所は、施設の整備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いので、検防疫職員の指導のもとに町において防疫活動を実施する。

イ 防疫措置情報の収集・報告

災害発生直後において、警察及び消防等との連絡をとり、その被害状況などの情報を収集し、防疫措置の必要な地域、場所を把握する。

医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見につとめる。発見した場合又は疑いのある場合には、町災害対策本部及び長生健康福祉センターへ通報する。

ウ 広報活動の実施

住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

エ 防疫用薬剤の確保

長生健康福祉センター等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。

オ 報告

町は患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告するものとする。

2. 保健衛生対策計画

町は長生健康福祉センター等と連携して、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講じるものとする。

（1）巡回健康相談の実施

地区医師会、精神保健福祉センター等との連携の下に保健活動を編成し、巡回により、被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。

（2）入浴情報の提供

被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

（3）食品衛生知識の普及

食中毒等の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査に徹底を図る。

（4）精神医療、メンタルヘルスケアの実施

被災者の心理的ケアに対応するため、町は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配付するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第3 行方不明者の搜索・遺体処理

● 計画の方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋葬を実施する。

1. 実施体制

（1）実施体制

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 知事は、死体の搜索及び埋葬については、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

（2）町独自で処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

2. 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、町長は、検案医師等について、必要に応じて医療機関等に出動を命じるとともに、医師会、歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等に出動を要請するほか、県、他市町村に応援を求める。

3. 災害救助法による救助

町は、検案医師等について、必要に応じて長生郡市広域市町村圏組合長生病院に出動を命じ、茂原市長生郡医師会長、茂原市長生郡歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害救助法の適用に至らない場合における応急対策は、同法が適用された場合に準じて的確に実施するものとする。

（1）死体の搜索

住民対応班は、消防、警察、自衛隊等と協力して行方不明者の搜索を行う。

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者とする。

（ア）死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと

（イ）死亡した原因は問わないこと

イ 死体搜索期間

災害発生の日から10日以内

ウ 費用

搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等、輸送費及び賃金職員等雇上費

（2）死体の処理

死体の収容及び処理は、住民対応班、消防機関を中心に収容処理班を編成し、収容及び処理にあたる。

ア 死体を処理する場合

（ア）災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

（イ）災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合

（ウ）死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第299条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体検死（見分）終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

イ 死体の処理内容

（ア）死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

（イ）死体の一時保存

（ウ）検案

ウ 限度額

死体の処理に要する費用については、災害救助法の基準に準じて行う。

エ 死体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

（3）埋 葬

ア 埋葬を行う場合

（ア）災害時の混乱の際に死亡した者

（イ）災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 埋葬の方法

（ア）埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

（イ）埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

エ 費用

埋葬のための費用は、災害救助法の基準に準じて行う。

様式5

行 方 不 明 者 届 出 票

届出日：平成 年 月 日

		受付番号		受付者氏名	
氏 名		性 別	男 ・ 女	生年月日	
本籍地					
現住所					
届出人	氏 名		住所		
			連絡先		
識別事項	(着衣、所持品、身長、体格その他特徴等)				

第4 応急住宅等対策計画

● 計画の方針

災害により家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者又は応急修理することができない者について応急仮設住宅を設置し、これを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施し、民生の安定を図るものとする。

1. 応急仮設住宅の建設及び供与

（1）実施体制

応急仮設住宅の設置は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行う。この場合において、知事の職権の一部の委任を受けた場合又は知事の実施を待つことができないときは、町長が行う。

本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

町長は、委任を受けて知事の職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

■ 応急仮設住宅の実施事項

実 施 事 項	実 施 者 等	
	災害救助法不適用時	災害救助法適用時
設置及び設置戸数の決定	町が決定	県が決定（町が要請）
設置計画の策定	町が策定	県が策定
設置場所の決定	町が決定	県が決定（町が協力）
建設・設置	町が建設・設置	県が建設・設置
入居者の選定	町が選定	県が選定（町が協力）
維持管理	町が維持管理	（県より委任され）町が維持管理

（2）災害救助法による援助

災害救助法を適用した場合の建設基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等を考慮して、以下の場所に確保することとする。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

■ 応急仮設住宅建設用候補地リスト

	候補地全体面積（㎡）	建設可能区域面積（㎡）	建設可能戸数（戸）
睦沢小学校	8,000	6,500	79
旧瑞沢小学校	3,200	2,000	32
睦沢中学校	16,000	10,000	138
睦沢こども園	2,640	1,700	24
中央公民館	1,600	1,600	28
妙楽寺区民センター	10,000	3,600	38
総合運動公園	10,050	8,500	110

イ 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者である。

ウ 建設住宅の型式、規模及び費用

（ア）建設住宅は平屋建とし、必要に応じこれと同程度の長屋建とする。

（イ）設置規模は災害救助法の限度内とする。

（ウ）応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

（エ）高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を仮設住宅として設置できる。

エ 実施期間

応急仮設住宅の建設は、災害発生に日から 20 日以内に着工し、速やかに工事を完成する。

（3）管理及び処分

ア 入居基準

入居者基準は災害時において現実に睦沢町に居住していることが明らかで、以下に掲げる者とする。

（ア）住家が全焼、全壊、又は流出した者であること

（イ）居住する家がない者であること

（ウ）自らの資力では、住家を確保することができない者であること

（エ）生活保護法の被保護者並びに要保護者

（オ）特定の資産のない失業者

（カ）特定の資産のない寡婦、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、傷病者等

（キ）特定の資産のない勤労者、小企業者

（ク）前号に準ずる経済的弱者

イ 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める 2 年以内とし、その目的を達成した場合の処分について

ては、災害救助法及びその運用による。

- (4) 仮設住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、災害時要援護者に配慮していくとともに、災害時要援護者の優先入居に努めるものとする。

2. 住宅の応急修理

地震災害により、住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

(1) 実施体制

ア 実施体制

(ア) 住宅の応急修理は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

(イ) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

(ウ) 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

イ 町独自で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 災害救助法による救助

災害救助法を適用した場合の修理基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 規模及び費用

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に最小限度の部分に対し現物をもって行うこととし、修理に要する費用は災害救助法の限度内とする。

イ 修理期間

災害発生の日から1ヶ月以内とする。

3. 資材の調達要請

町は、資材等が不足する場合は、県に要請し、調達の協力を求めるものとする。

4. 町営住宅の斡旋

町営住宅の空家戸数を常に把握し、台帳等を常に整備しておき、災害時に空家がある場合は、一時使用を認め入居を斡旋するものとする。その場合は災害時要援護者や老人・子供等の同居世帯を優先とする。

5. 被災建築物の応急危険度判定

町は、県の支援を求めつつ、被災建築物の応急危険度判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊するおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。

また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的指導、相談についても、県の支援を求めつつ、運用体制の確立に努める。

